

令和4年7月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和元年(ワ)第17208号損害賠償請求事件 (以下「第1事件」という。)

令和元年(ワ)第27334号損害賠償等請求事件 (以下「第2事件」という。)

5 令和元年(ワ)第31498号業務委託料請求事件 (第2事件に対する反訴請求事件。以下「第3事件」という。)

令和元年(ワ)第32867号損害賠償請求事件 (第2事件に対する反訴請求事件。以下「第4事件」という。)

口頭弁論終結日 令和4年5月19日

判 決

10 東京都北区堀船3-49-1

第1事件原告兼第2事件被告

金 清 文

(以下「原告金」という。)

東京都杉並区本天沼3-18-21

第2事件被告兼第3事件反訴原告

赤 木 直 義

(以下「原告赤木」という。)

15

東京都杉並区本天沼3-18-21

第2事件被告兼第4事件反訴原告

バイオトレーディング株式会社

(以下、「原告会社」といい、原告金、原告赤木及び原告会社を併せて「原告ら」という。)

20

同代表者代表取締役

赤 木 直 義

上記3名訴訟代理人弁護士

李 世 燦

東京都港区南青山3-4-6

第1事件被告兼第2事件原告兼第3事件、第4事件反訴被告

アンチエイジング株式会社

(以下「被告」という。)

25

同代表者代表取締役

白 井 美 樹

被告訴訟代理人弁護士 鈴木 芳 乃
同 石 原 智 明

主 文

- 1 被告は、原告金に対し、22万円及びこれに対する平成31年4月16日から
5 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告赤木に対し、9万5890円及びこれに対する令和元年11月1
2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告金及び原告赤木のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 原告会社の請求を棄却する。
- 10 5 被告の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、全事件を通じ、原告金に生じた費用を10分し、その9を原告金
の負担とし、原告会社に生じた費用を原告会社の負担とし、その余を被告の負担
とする。
- 7 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

(1) 被告は、原告金に対し、176万円及びこれに対する平成31年4月16日
から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

20 (2) 仮執行宣言

2 第2事件

(1) 原告らは、被告に対し、連帯して1億6410万2509円及びこれに対す
る原告金について令和元年10月31日から、原告赤木について令和元年11
月10日から、原告会社について令和元年11月10日から、各支払済みまで
25 年5分の割合による金員を支払え。

(2) 原告らは、別紙被告取引先会社一覧表記載の各取引先に対して電話をかけた

り、ファクシミリ、手紙、葉書、及び電子メールを送るなどの方法により、被告を誹謗中傷するなどして被告の営業を妨害し、又は被告の名誉・信用を毀損してはならない。

5 (3) 原告らは、文書、口頭又はインターネットを通じて、別紙物件目録記載の商品の輸入、製造、販売又は使用が、大韓民国（以下「韓国」という。）所在の訴外 CELLINBIO CO., LTD.（以下「C I B社」という。）の有する特許権を侵害し、又は侵害するおそれがある旨、若しくは別紙物件目録記載の商品の安全性に疑義がある旨を需要者、原告らの取引関係者その他の第三者に告知したり、流布してはならない。

10 (4) (1)につき仮執行宣言

3 第3事件

15 (1) 被告は、原告赤木に対して、20万円及びこれに対する平成31年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 仮執行宣言

4 第4事件

(1) 被告は、原告会社に対し、216万2千389円及びこれに対する令和元年12月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 仮執行宣言

第2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 第1事件

原告金が、被告は、原告金が設立して取締役を務めている原告会社の取引先又は取引先候補に対して、原告金を背任で解雇したとの虚偽の事実が記載された文書を電子メール又は郵送で送付し、これによって、原告金の名誉、名誉感情、信用が毀損されたと主張して、被告に対して、不法行為に基づく損害賠償として176万円及び不法行為の後の日である平成31年4月16日から支

払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「旧民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金を請求する事案である。

(2) 第2事件

ア 請求の趣旨(1)

5 (ア) 選択的請求原因1

被告が、原告らに対して、連帯して、不法行為に基づき、営業利益の損失に係る損害、無形の損害、弁護士費用相当損害金として2億4114万7283円の一部として1億6410万2509円及びこれに対する不法行為の後の日である各訴状送達日の翌日から支払済みまで旧民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求するものであり、被告は以下のとおり主張している。

被告は、韓国所在のC I B社との間でヒト肝細胞培養液の独占販売契約を締結してC I B社から製品を輸入していたところ、当時被告に在職していた原告金及び当時被告と業務委託契約を締結していた原告赤木は、上記独占販売契約違反となり得る被告の行為をC I B社に漏洩して被告とC I B社の契約関係を終了させ、また、原告金及び原告赤木は原告会社を設立して被告に代わってC I B社の専属代理店となり、被告の取引先に対して、「法的に訴える」などと告知をしたり、書面又は電子メールによって被告の製品が特許権を侵害するといった虚偽の事実の告知をしたり、被告の製品が安全ではないといった虚偽の事実の告知をしたり、被告において違法行為が常態化しており、また、特許権を侵害しているとの虚偽の事実を告知をしたり、被告の製品が特許権を侵害し、また、厚生労働省の行政指導を受けるかのような虚偽の事実を告知したり、被告の販売行為が犯罪に当たるかのような虚偽の事実を告知したりして被告の信用、名誉を毀損して営業を妨害した。被告は、原告らによる上記の行為により、信用等を毀損され、受注先を喪失し又は販売製品の値引きを余儀なくされた。

(イ) 選択的請求原因2

被告が、原告らは、被告の取引先に対して、前記ア記載の告知をしており、これらは、不正競争防止法2条1項21号の不正競争行為に当たると主張して、原告らに対して、連帯して、原告会社が得た利益相当額3010万円、無形の損害300万円、弁護士費用相当損害金331万円の合計3641万円及び最後の虚偽告知の日以降の日である令和元年11月11日から支払済みまで旧民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求するものである。(同請求額の限度で前記アの請求と選択的請求。)

(ウ) 選択的請求原因3

被告が、原告金は、被告の従業員として、労働契約上の秘密保持義務又は労働契約上の付随義務としての秘密保持義務を負っていたにもかかわらず、前記アのとおりに、独占販売契約違反となり得る被告の行為をCIB社に漏洩し、被告は前記ア記載の損害額を下らない額の損害を被ったと主張して、債務不履行に基づく損害賠償として、原告金に対して、前記アと同額を請求するものである。(原告金について、前記アの請求と選択的請求。)

イ 請求の趣旨(2)

被告が、原告らによる前記ア(ア)の虚偽の事実の告知により、信用、名誉が毀損され営業妨害を受けたと主張して、原告らに対し、営業権及び人格権に基づき原告らの妨害行為の差止めを請求するものである。

ウ 請求の趣旨(3)

被告が、前記ア(イ)の不正競争行為につき、原告らに対し、不正競争防止法3条1項に基づき妨害行為の差止めを請求するものである。

(3) 第3事件

原告赤木が、被告と化粧品原料の営業等に関する業務委託契約を締結していたところ、業務委託料の一部につき支払がないと主張して、被告に対し、業務

委託料 20 万円及び弁済期の翌日である平成 31 年 4 月 11 日から支払済みまで旧民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を請求する事案である。

(4) 第 4 事件

ア 選択的請求原因 1

原告会社が、被告が、原告会社の取引先に対して行った、C I B 社製品の安全性に関する虚偽告知、研究員の退職を理由とする品質に関する虚偽告知、前記(1)記載の虚偽告知、原告会社が被告につき事実無根の中傷をしているとの虚偽告知はいずれも不正競争防止法 2 条 1 項 2 1 号の不正競争行為に当たり、被告が販売する製品について、G L P 検査を実施しているとの表示は同項 2 0 号の不正競争行為に当たると主張して、被告に対し、被告の販売利益相当額 1 7 5 7 万 9 5 5 3 円（不正競争防止法 5 条 2 項）、無形損害 3 0 0 万円及び弁護士費用 2 0 5 万 7 9 5 3 円の合計 2 2 6 3 万 7 4 8 6 円の一部である 2 1 6 2 万 3 8 9 5 円並びに不法行為の後の日である反訴状送達日の翌日である令和元年 1 2 月 1 2 日から支払済みまで旧民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を請求するものである。

イ 選択的請求原因 2

原告会社が、C I B 社が韓国で特許を取得している成分について、REMYBIO Corp.（以下「R B 社」という。）は、C I B 社の許諾を得ずに①（主位的主張）C I B 社が韓国で製造し、又は、②（予備的主張）李ドンヒ（「イ・ドンヒ」、「リドンヒ」などと表記されることもある。）博士（以下「李博士」という。）が C I B 社在職中に同成分を無断で持ち出して R B 社に提供し、R B 社において同成分が配合された化粧品原料を製造したところ、被告は上記経過を知り又は過失によって上記経過を知らずに同化粧品原料を輸入、販売し、日本における C I B 社製品の唯一の販売代理店である原告会社の利益を侵害し、前記アの損害額を下らない損害を与えたと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、前記アと同額を請求するものである。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1)ア 被告は、化粧品原料の販売等を業とする株式会社である。亡野中秀訓（以下「野中」という。）は、令和元年12月18日に死亡するまで被告の代表取締役であった者である。（争いなし）

イ 原告金は、被告の従業員であった。原告金は韓国語が堪能だったこともあり、被告在職中は被告においてCIB社との連絡窓口であった。原告金は、原告金が被告を退職した後に設立された原告会社の取締役に就任した。（争いなし）

ウ 原告赤木は、被告の取締役であった。原告赤木は被告を退任し、被告と化粧品原料の営業等を業務内容とする業務委託契約を締結していた。原告赤木は、業務委託契約の契約期間中に設立された原告会社の代表取締役に就任した。（争いなし）

エ 原告会社は、平成31年3月1日に設立された化粧品原料等の販売等を業とする株式会社である。（弁論の全趣旨）

(2) 被告は、平成24年8月8日、韓国の化粧品原料製造会社であるCIB社との間で、被告がCIB社の製品に関する日本国内の独占販売業者となることなどを定めた取引基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した。本件基本契約は、複数回更新された。（甲3、5）

(3) 被告は、本件基本契約に基づき、CIB社からヒト幹細胞順化培養液エキスを含む化粧品原料であるSC-MAX5.2を輸入し、日本国内で販売していた。（甲26、弁論の全趣旨）

(4) CIB社のヒト肝細胞培養液の研究者で、CIB社の代表取締役であった李博士は、平成30年10月、CIB社の代表取締役を退任し、同年11月、韓国でRB社を設立した。これを受けて、被告は、RB社からヒト肝細胞培養液を含む化粧品原料の供給を受けることを計画し、CIB社に秘してその準備

を開始した。(弁論の全趣旨)

5 (5) 被告は、R B社から、当時被告がC I B社から供給を受けていたS C-MAX 5. 2の同等品として、基本的にS C-MAX 5. 2と成分が同じであるR e m y s t e m-1を輸入した。原告金は被告社内でこれを発見し、平成31年1月9日に同年2月末日をもって被告を退職する旨の退職届を被告に提出した後、C I B社の担当者に対し、原告金が被告においてR e m y s t e m-1について見聞きしたことを伝えた。(丙34、弁論の全趣旨)

10 (6) 原告金は、平成31年2月末日に被告を退職した。同年3月1日、原告会社が設立され、原告金が取締役役に、当時被告と業務委託契約を締結していた原告赤木が代表取締役役に就任した。(弁論の全趣旨)

15 (7) C I B社は、平成31年3月7日付けで、被告に対し、本件基本契約を同年8月7日付けで契約期間満了を理由に解除する旨の通知をした。その後、C I B社は、被告に対し、同年4月9日付けで、同年8月7日を待たずに本件基本契約を即時解除する旨の通知をした。(丙5~7)

20 (8) 原告会社は、平成31年4月10日以降、C I B社からヒト幹細胞培養液の販売代理店に指定され、ヒト幹細胞培養液を含むS C-MAX 5. 2等の化粧品原料の供給を受け、これらの商品を日本国内で販売するようになった。(丙7、弁論の全趣旨)

25 (9) 被告は、平成31年4月15日付けで、少なくとも9社の化粧品製造販売等を業として行う取引先に対して別紙被告告知1記載の文章(ただし、本文部分)が記載された文書(以下「本件被告告知1」という。)を郵送又は電子メールに添付して送付した。(甲1、弁論の全趣旨)

30 (10) 原告金は、平成31年4月23日、株式会社グラツィアに対して、別紙原告告知1記載の文章(ただし、本文部分)が記載された電子メール(以下「本件原告告知1」という。)を送信した。(甲6)

(11) 原告赤木は、平成31年4月24日、エックスワンの担当者と電話で話をし、

被告の商品について言及した（以下「本件通話」という。）。（丙14）

(12) 原告金は、令和元年5月9日、株式会社マーナーコスメティックに対して、別紙原告告知2記載の文章が記載された電子メール（以下「本件原告告知2」という。）を送信した。（甲7）

5 (13) 被告は、令和元年5月10日、自身のFacebookアカウントにおいて別紙被告告知2記載の文書を掲載し（以下「本件被告告知2」という。）、被告は、同月13日、取引先に対して、別紙被告告知3記載の文章が記載された電子メール（以下「本件被告告知3」という。）を送信した。（甲9、23）

10 (14) 被告は、令和元年5月12日、自身のFacebookアカウントにおいて別紙被告告知4記載の文書を掲載した（以下「本件被告告知4」という。）。（甲24）

15 (15) 原告金は、令和元年5月20日付けで、岩瀬コスファ株式会社に対して、別紙原告告知3の文章が記載された「弊社及びアンチエイジング株式会社間における韓国CELLIBIO社原料に対する経緯要約書」と題する文書（以下「本件原告告知3」という。）を交付した。（甲8）

(16) 原告赤木は、令和元年11月11日、JTSに対して、別紙原告告知4記載の文章が記載された電子メール（以下「本件原告告知4」という。）を送信した。
（丙15の1、弁論の全趣旨）

20 (17) 原告赤木は、令和元年11月13日、JTSに対して、別紙原告告知5記載の文章が記載された電子メール（以下「本件原告告知5」という。）を送信した。
（丙15の3、弁論の全趣旨）

25 (18) 被告は、遅くとも令和元年12月18日までにステムボーテに情報を提供し、その公式サイトにおいて、「当社の扱っている「ヒト幹細胞培養液」は、世界的に見ても現時点で最も信頼性の高い検査方法である医薬品GLP試験をパスしている希少な素材です。」などと話す野中の話が掲載された（以下「本件被告告知5」という。）。（甲40の2、弁論の全趣旨）

(19) 被告は、株式会社日本流通産業新聞社の担当者に対し情報を提供し、その結果、令和2年7月23日付け日本流通産業新聞において、RB社が開発した「Remysystem」について「ヒト皮膚パッチ試験などGLP安全性検査9項目もクリアしている。」などとする記事が掲載された（以下「本件被告告知6」という。）。(甲34の2)

3 争点

(1) 第1事件について

- ア 本件被告告知1の違法性（争点1-1）
- イ 本件被告告知1による損害の発生及びその額（争点1-3）
- ウ 原告金の請求が権利の濫用に当たるか（争点1-2）

(2) 第2事件における一般不法行為に基づく損害賠償請求（選択的請求原因1）について

- ア 原告金がCIB社に提供した情報の内容（争点2-1）
- イ 本件通話及び本件原告告知1から5が虚偽の事実を告知するものであるか（争点2-2）
- ウ 情報提供及び虚偽告知による損害の発生及び額（争点2-3）
- エ 差止めの必要性（争点2-4）

(3) 第2事件における不正競争防止法に基づく請求（選択的請求原因2）について

- ア 本件通話及び本件原告告知1から5が競争関係にある者が虚偽の事実を告知するものであるか（争点3-1）
- イ 損害の発生及び額（争点3-2）
- ウ 差止めの必要性（争点3-3）

(4) 第2事件における労働契約上の秘密保持義務違反に基づく請求（選択的請求原因3）について

- ア 秘密保持義務違反の有無（争点4-1）

イ 損害の発生及び額（争点4-2）

(5) 第3事件について

ア 業務委託料請求権の発生の有無（争点5-1）

イ 原告赤木の請求が権利の濫用に当たるか（争点5-2）

ウ 相殺（争点5-3）

(6) 第4事件における不正競争防止法違反に基づく請求（選択的請求原因1）について

ア 本件被告告知1から6が虚偽の事実を告知し又は品質を誤認させるものであるか（争点6-1）

イ 損害の発生及び額（争点6-2）

ウ 原告会社の請求が権利の濫用に当たるか（争点6-3）

(7) 第4事件における販売代理店としての地位の侵害に基づく請求（選択的請求原因2）について

ア 被告の行為が原告会社の法律上保護される利益を侵害したか（争点7-1）

イ 損害の発生及びその額（争点7-2）

ウ 原告会社の請求が権利の濫用に当たるか（争点7-3）

4 争点に対する当事者の主張

(1) 第1事件について

ア 本件被告告知1の違法性（争点1-1）

（原告金の主張）

被告は、平成31年4月15日、本件被告告知1によって少なくとも9社以上の化粧品の製造販売等を業として行う業者に対して、原告金を背任行為で解雇した旨の記載のある「お知らせ」と題する文書を電子メール又は郵送で送付した。原告金は、背任などしておらず、また、原告金は、被告に退職の意思表示をして退職したのであるから、被告から背任で解雇されたとの事実は虚偽である。背任行為で解雇されたとの事実は原告金の社会的評価を低

下させる事実の記載であり、原告金の名譽、名譽感情、取引上の信用を毀損するものである。

被告は、公益目的ではなく、自社の利益のために上記告知をしているから、違法性が阻却される余地はない。

5 (被告の主張)

原告金の主張は否認ないし争う。原告金と原告赤木は、専ら自己の利益を得ることのみを目的として、被告在職中から、共同で、本件基本契約につき被告の契約違反となり得る証拠を収集し、C I B社に対して、被告が供給する化粧品原料の供給元を多元化するために取扱製品をC I B社製品からR B社の製品に切り替えていくという被告の経営判断や、野中が保有する被告株式を韓国のBYON社の社債と交換してBYON社に取得させたことにつき、野中がBYON社に対して被告の株式を売り渡したという誤った情報を漏えいすることによって、原告会社が被告に代わってC I B社の専属代理店となって被告の顧客を奪取することを画策し、さらに、被告の取引先情報を持ち出し、被告の取引先に対して被告は他社製品をC I B社製と偽って販売している、安全性に関する書類を偽造しているなどの虚偽の事実を告知して被告の営業を妨害した。解雇の点は事実と反するとしても、背任行為は事実であり、被告の行為は上記の経過に鑑みて、被告を守るためにやむを得ず行った行為であるから違法性が阻却され、被告が原告金に対して損害賠償責任を負うことはない。

20 イ 本件被告告知1による損害の発生及びその額（争点1-2）

(原告金の主張)

本件被告告知1によって原告金が被った損害は、160万円を下らない。また、これに対する弁護士費用相当損害金は16万円を下らない。

25 (被告の主張)

原告金の主張は争う。

ウ 原告金の請求が権利の濫用に当たるか（争点1-3）

（被告の主張）

原告金は、上記アのとおり背任行為を行い、退職後も後記(2)イで主張する
とおりの被告の信用を毀損する行為を行っているから、原告金が損害賠償を
請求することは権利の濫用に当たる。

（原告金の主張）

否認ないし争う。後記(2)イのとおり、原告金は背任行為も信用毀損行為も
していない。

(2) 第2事件における一般不法行為に基づく損害賠償請求（選択的請求原因1）
について

ア 原告金がC I B社に提供した情報の内容（争点2-1）

（被告の主張）

原告金は被告在職中に、原告赤木は被告からの業務委託契約期間中に、被
告の秘密情報である、被告がC I B社に代えてR B社をヒト肝細胞培養液
の供給元とするという経営判断及び野中がその所有する被告株式の一部を
C I B社の競合会社であるBYON社に取得させることをC I B社に漏え
いした。

（原告らの主張）

被告の主張は否認ないし争う。原告金及び原告赤木は、被告が主張する情
報をC I B社に伝えていない。原告金がC I B社に伝えたのは、被告がR B
社からS C-MAX 5. 2の類似品を仕入れたことに関する事実であり、被
告が主張する経営判断については知らなかった。なお、同経営判断なるもの
は、取締役会でも承認されていなかった野中独自の考えである。野中による
株式譲渡をC I B社に伝えたことはなく、C I B社は、報道によってこの事
実を知った。

イ 本件通話及び本件原告告知1から5が虚偽の事実を告知するものである

か（争点2--2）

（被告の主張）

原告金及び原告赤木は、次のとおり、取引先に虚偽の事実を告げて被告の信用等を毀損した。

5 (ア) 原告赤木は、平成31年4月24日、エックスワンに対して、被告の「取り扱う商品は、いい加減な商品だ。それでも取り扱いするんですか？会社としてまずいですよ。」「法的に訴える」などと告げた（本件通話）。

10 (イ) 原告金は、平成31年4月23日、「本販売行為は、レミーバイオ社とリドンヒ氏のCELLINBIO社に対する特許権侵害に当たります。」「仮に貴社におかれまして、アンチエイジング社から供給される原料を継続して採用された場合、上記知的財産権侵害に関する訴訟の帰趨によって、継続した供給が難しくなる可能性、及び、既に伝えさせて頂きましたとおり、アンチエイジング社から供給される原料が、薬事法に基づく生物由来原料基準を満たしていない可能性があるというリスクについて、ご考慮いただければと思います。」との電子メールを送信した（本件原告告知1）。

15 本件原告告知1は、被告の製品が特許権を侵害していないにもかかわらず、特許権を侵害したとの虚偽の事実を告知するものである。また、継続した供給が難しくなるという点も、RB社がCIB社の特許権を侵害していない以上、RB社がその製品を被告に納品できなくなる事態はあり得ないにもかかわらず、CIB社がRB社及び李博士に対して当然に訴訟を提起して紛争になることを前提にRB社からの製品の供給が困難になる可能性がある」と伝えるものであって、虚偽である。

20 (ウ) 原告金は、令和元年5月9日、「(被告の販売する商品について) 弊社の売上げや利益はさておき、安全性やヒト由来成分の検査を適正に行っていないものが流通することだけは、業界に携わる者の矜持として、何としても止めたい一心がございます」との電子メールを送信した（本件原告告知

2)。

同記載は被告の販売する商品が安全ではないとの虚偽の事実を当然の前提とするものである。

5 (エ) 原告会社は、令和元年5月20日、「起源細胞や安全性資料等の取得などこれまでと変わらない製品の納品は知財の侵害又は法に反する行為を伴わない以上(被告がこれまで通り商品を納品することは)不可能であり、
仮に使用者側が知財侵害の余波を受けないためには、知財は保有する成分を日本国内で製造し製品化するといった手法等しかない」と、一部お取引様へご回答させていただきました」との電子メールを送信した(本件原告告知3)。
10

この記載は、R B社から供給される製品は、「起源細胞」(ヒト幹細胞のことと思われる)の供給も安全性データもセフォバイオのもの取得しているにもかかわらず、「法に反する行為を伴わない以上」「供給が不可能」と断定し、あたかも被告において違法行為が常態化しているかのような虚偽の事実を告知するものである。また、「使用者側が、知財侵害の余波を受けないためには」との表現は、被告が提供するR B社の製品がC I B社の特許権を侵害していることを前提とし、仮に被告の製品を購入して使用すると知的財産権侵害により訴えられるかのような虚偽の事実を告知するものである。
15

20 (オ) 原告赤木は、令和元年11月11日、「韓国内で違法の成分製造された原料をアンチエイジング社は提供することになります」「厚生労働省の定めるヒト由来の肝細胞培養液基準を満たさない原料使用のリスクを取っての判断では致し方ありませんが、同省のパトロールも厳しくなって来ておりますので、製販業者であれば十分ご注意頂く様、西谷様にご説明をお願いいたします」などと電子メールで送信した(本件原告告知4)。
25

この記載は、「韓国の違法の成分製造された原料をアンチエイジング社

は提供することになりました」と断定することにより、R B社がC I B社の特許権を侵害すると虚偽の事実を告知するものである。また、被告の商品を購入した場合、「厚生労働省」の「パトロール」、すなわち、厚生労働省から何らかの行政指導を受けるか可能性をにおわせることも虚偽の事実を告知するものである。

さらに、原告赤木は、令和元年11月13日にも、「アンチエイジング社の提供するヒト由来生物由来原料は、厚生労働省の定める基準を満たさない原料と思われます（アンチエイジング社に evidence 依頼をしてみてください。）小職が、アンチエイジング社取締役時に面談した（2015年6月9日）厚生労働省医薬食品局審査管理課 井上課長補佐、田村審査管理貫（ママ）福澤厚生技官、同局監視指導・麻薬対策課薬事対策第一係長 山寄氏との面談では、製造販売事業がその責任を負うことになりますので、原料販売事業者でも注意喚起の徹底をお願いしますと言われました。その後も、アンチエイジング社では、本省と面談していないと思います。また東京都庁薬事担当から、HP表現の修正勧告を受けております。」との電子メールを送信した（本件原告告知5）。

この記載は、被告があたかも厚生労働省と必要な面談をしていないこと、その2日前の前記メールとあいまって、J T Sを介した納品先である化粧品製造工場を有する会社に不利益があるかのような虚偽の事実を記載するものである。さらに、「麻薬対策課」の官僚の実名を伝えることによって被告の販売行為が犯罪に該当するかのような虚偽の事実を記載をしている。

（原告らの主張）

被告の主張(A)について、原告金及び原告赤木がエックスワンを訪問したことは認めるが、エックスワンに告げたとする内容は否認する。また、「法的に訴える」という点も、誰が誰に対して訴える意味なのか不明確であり、信用

毀損に当たるとの前提を欠く。

被告の主張(イ)について、原告金は、R B社がC I B社製の原料と同じものを製造供給していた場合を前提とする仮定の話をしたにすぎない。製品の供給についても同様である。また、被告製品が韓国特許権を侵害することは事実である。

被告の主張(ウ)について、当該メールは、単に、一般的に「安全性やヒト由来成分の検査を適正に行っていないもの」の流通を防ぎたいことを伝えたにすぎず、被告の製品について検査を適正に行っていないと摘示するものではない。

被告の主張(エ)について、「法に反する」との点は、G L P 9項目の検査をせずに販売することは少なくとも韓国の法に反するため、虚偽ではない。また、「知財の侵害・・・を伴わない以上不可能」との評価も、R B社が設立後2か月足らずの時点でC I B社が特許権を有する成分を含む製品を製造して被告に納品できたことが不自然であり、C I B社の特許権を侵害した態様でしか特許成分を入手できないと思われる状況にあったことに基づいて記載したものであり、内容は事実であったし、信用毀損となる余地はない。

被告の主張(オ)について、ここで言及した生物由来原料基準は、厚生省がヒト由来原料等についての安全性等確保のために必要なものとして定めた基準である。同基準における第3の3(4)オでは、「当該製品の品質及び安全性の確保に関し必要な事項」について記録保存しなければならないとされている。この点について、韓国では、G L P検査9項目についての検査が必須とされ、原告赤木が日本の厚生労働省の担当職員と協議したとき、韓国から輸入した製品を日本国内で販売する場合、韓国内でも適法に製造、供給されている必要があり、それはいわば当然の前提条件である旨伝えられた。被告が製造販売している製品は生物由来原料を用いているから、被告は、当該製品に係るG L P検査9項目についての記録を保存しなければ上記基準の第3

の3(4)オに違反することになる。しかし、被告は、平成30年11月に設立したR B社から、設立後わずか2か月弱の時点で、同社製の、ヒト幹細胞培養液入り製品を購入した。「G L P検査9項目」を実施するには最低半年程度の期間が必要であるため、被告が販売するR B社製品について同検査がされていなかった可能性は高かった。

「韓国の違法の成分製造された原料をアンチエイジング社は提供することになります」との記載は、R B社が韓国で要求されている安全性検査をしていない事実に基づくものであり、正当な論評である。

ウ 情報提供及び虚偽告知による損害の発生及び額（争点2-3）

（被告の主張）

原告らが、前記アの情報提供をしてC I B社との取引が終了し、前記イの虚偽の事実の告知により信用等が毀損され営業を妨害されたことにより、被告は次の取引先について失注し、損害を被った。

(ア) エックスワンについて、平成30年の売上2700万円が少なくとも3年間維持できたはずであったから、中間利息を控除した7352万6400円（3年間のライブニッツ係数2.732を乗じた。）の損害を被った。

(イ) 東洋ビューティーについては、平成30年の売上512万円が少なくとも3年間維持できたはずであったから、中間利息を控除した1394万2784円（3年間のライブニッツ係数2.732を乗じた）の損害を被った。

(ウ) 岩瀬コスフィについて、平成30年の売上2005万円が少なくとも3年間維持できたはずであったから、中間利息を控除した5460万0160円（3年間のライブニッツ係数2.732を乗じた）の損害を被った。

(エ) アイビーティージェイについて、平成30年の売上750万円が少なくとも3年間維持できたはずであったから、中間利息を控除した2042万4000円（3年間のライブニッツ係数2.732を乗じた）の損害を被

った。

(オ) キレートジャパンについて、平成30年の売上586万円が少なくとも3年間維持できたはずであったから、中間利息を控除した1595万7952円(3年間のライブニッツ係数2.732を乗じた)の損害を被った。

(カ) シバハシケミファについて、平成30年の売上175万円が少なくとも3年間維持できたはずであったから、中間利息を控除した476万5600円(3年間のライブニッツ係数2.732を乗じた)の損害を被った。

また、上記以外の取引先についても、原告らが各取引先に対して提示した見積もりに対抗して従来の取引価格から20%を減額することとなった。上記(ア)~(カ)の失注した取引先を除いた取引先に係る平成30年の売上額は7346万5000円であるから、これに20%を乗じた1469万3000円については、少なくとも3年間は売り上げが減少しなかったはずであり、これに係る損害は中間利息を控除した4001万1977円になる(3年間のライブニッツ係数2.732を乗じた)。

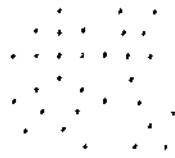
さらに、法人といえども、各種の人格的利益を有する以上、これに対する賠償として慰謝料請求の主体となり得る。被告は、原告らの上記信用等の毀損行為により、前記財産的損害にとどまらない無形の損害を被っておりその額は300万円を下らない。

上記損害に係る弁護士費用相当損害金は1491万8410円を下らない。

これらの損害額の合計2億4114万7283円のうち、1億6410万2509円を請求する。

(原告らの主張)

被告がCIB社から本件基本契約を解除されたのは、自身の株式をCIB社の競合会社に譲渡してCIB社の信頼を失ったことが原因であり、被告の



取引先が被告との取引を止めたのも、従来の被告取扱製品であるC I B社製の製品を仕入れられなくなったからにすぎない。仮に被告に対して被告製品の発注キャンセルがあったとしても、原告らの行為との因果関係はない。

法人については、人格がないので人格的利益は観念し得ず、慰謝料が発生する余地はない。

エ. 差止めの必要性（争点2-4）

（被告の主張）

前記イで主張した虚偽の事実の告知により、被告の名誉、信用が毀損され営業が毀損されているから、請求の趣旨(2)記載のとおり、営業権及び人格権に基づき原告らの妨害行為の差止めを請求する。

（原告らの主張）

被告の主張は争う。仮に生物由来原料基準についての原告らの記載が不当であったと認められるとしても、原告らは、被告が指摘するメールを送信した以降は、同種の告知等はしておらず、また、本件訴訟において、R e m y s t e m - 1 について、当時はG L P 検査9項目を実施していなかったものの、その後これを実施したことが明らかになったので、今後上記の言動をす
るおそれはないから、差止めの必要性に欠ける。

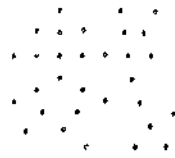
(3) 第2事件における不正競争防止法に基づく請求（選択的請求原因2）について

ア 本件通話及び本件原告告知1から5が競争関係にある者が虚偽の事実を告知するものであるか（争点3-1）

（被告の主張）

原告会社及び被告はいずれも化粧品等の輸出人及び販売等を業とするものであり、競争関係にある。また、原告金及び原告赤木も、原告会社の役員として虚偽告知をしたのであるから競争関係にある。

原告らは、共謀して、エックスワン、マーナーコスメチックス、J T S に



対して前記(2)イのとおり告知をした。これらの告知は、前記(2)イで主張したとおり、虚偽の事実を告知するものである。よって、原告らの行為は不正競争防止法2条1項21号の不正競争行為に当たる。

(原告らの主張)

原告会社と被告が平成31年4月15日以降に、不正競争防止法所定の競争関係になったことは認め、その余の原告らと被告との競争関係については否認する。

原告らが記載した内容は、前記(2)イのとおり、虚偽ではない。

イ 損害の発生及び額 (争点3-2)

(被告の主張)

不正競争防止法5条2項により、原告会社の利益が被告の損害額と推定され、原告会社の売上げは年間4300万円を下らず、同額から原価(原価率30%)を控除した3010万円が損害額になる。

また、被告には、取引先への対応、潜在顧客との取引機会消失、既存顧客の喪失など無形の損害が生じており、その額は300万円を下らない。

これらに係る弁護士費用相当損害金は上記金額の合計額の10%である331万円が相当である。

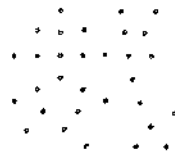
(原告らの主張)

否認ないし争う。被告は令和2年に過去最高益をあげ、令和3年の売上げもその過去最高益をあげた令和2年を大幅に上回っているのであるから、損害が生じていないことは明らかである。

ウ 差止めの必要性 (争点3-3)

(被告の主張)

前記アで主張した不正競争行為につき、請求の趣旨(3)記載のとおり、不正競争防止法3条1項に基づき差止めを請求する。別紙物件目録記載1から8については、原告らが被告の顧客に対して信用毀損行為を繰り広げたR B社



製のヒト肝細胞培養液を含有する商品であり、また、同目録記載9については、SC-MAX5.2に含まれるVITA-IIAに類似する浸透型ペプチドビタミンC誘導体であるから、原告らから信用毀損行為を受ける危険性が高い。同目録記載10～12は、原告らが平成31年3月以降、被告の顧客に対して実際に信用毀損行為を行った対象商品である。

(原告らの主張)

前記(2)における原告らの主張と同様である。

(4) 第2事件における労働契約上の秘密保持義務違反に基づく請求(選択的請求原因3)について

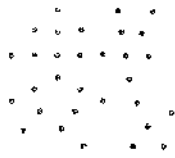
ア 秘密保持義務違反の有無(争点4-1)

(被告の主張)

被告の就業規則22条では、退職後も含めて機密情報を第三者に漏らすこと、私的に利用することが禁じられており、被告に雇用されていた原告金は、秘密保持義務を負っている。また、原告金は、労働契約上の付随的義務としての秘密保持義務も負っていたといえる。原告金は、その在職中、被告の秘密情報である、被告がRB社をヒト幹細胞培養液の供給先とする経営判断及び野中がその所有する被告株式の一部をBYON社に譲渡することをCIB社に漏えいした。仮にこれらの情報が就業規則上の機密情報に当たらないとしても、漏えいにより被告が不利益を被るのは明らかであり、漏えい行為は専ら原告金が自らの利益を獲得することに向けられたものであるから、少なくとも後者の義務に違反する。

(原告金の主張)

被告の主張は否認ないし争う。原告金がCIB社に伝えた内容は、前記(2)アで主張したとおりである。原告金がCIB社に告げた内容は、いずれも機密情報に当たらない。また、就業規則上の秘密保持義務よりも加重した義務を原告金が負う理由もない。



イ 損害の発生及び額（争点4-2）

（被告の主張）

前記アによって被告に生じた損害は、前記(2)ウで主張したものと同様である。よって、原告金に対して、前記(2)ウと同額の損害賠償を請求する。

（原告金の主張）

前記(2)ウにおける原告らの主張と同様である。

(5) 第3事件について

ア 業務委託料請求権の発生の有無（争点5-1）

（原告赤木の主張）

原告赤木は、被告と化粧品原料の営業等に関して、報酬は月額50万円とし、1か月に満たない期間は1か月30日として日割り計算をした額を報酬とする業務委託契約を締結していた。原告赤木には、平成31年3月1日から同月12日までの業務に基づく20万円の業務委託料請求権（弁済期同年4月10日）が発生した。

なお、原告赤木が同契約に基づく業務を行ったことについては訴訟上の自白が成立している。

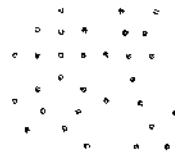
（被告の主張）

原告赤木の主張は否認ないし争う。原告赤木は、表面上は被告の業務を行っていたが、原告会社の設立登記がされた平成31年3月1日以降、委任者である被告に背いて競業会社である原告会社の利益になるように活動していたのであるから、業務委託料の請求権は発生しない。

イ 原告赤木の請求が権利の濫用に当たるか（争点5-2）

（被告の主張）

原告赤木は、被告の情報を利用して被告の顧客を奪取する準備行為をしていたのであるから、原告赤木が業務委託料を請求することは、権利の濫用であり、許されない。



(原告赤木の主張)

否認ないし争う。

ウ 相殺 (争点5-3)

(被告の主張)

仮に被告に支払義務が認められるとしても、被告は、原告赤木に対する、第2事件の損害賠償請求権と対当額で相殺する。

(原告赤木の主張)

原告赤木が第2事件につき損害賠償義務を負わないことは前記(2)から(4)で主張したとおりである。

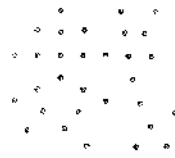
(6) 第4事件における不正競争防止法違反に基づく請求 (選択的請求原因1) について

ア 本件被告告知1から6が虚偽の事実を告知し又は品質を誤認させるものであるか (争点6-1)

(原告会社の主張)

被告は、次のとおり、故意に虚偽の事実を告知し又は品質を誤認させる表示をした。次の(ア)から(エ)の行為はいずれも、不正競争防止法2条1項21号の不正競争行為に当たり、(オ)の行為は同項20号の不正競争行為に当たる。

(ア) 被告は、平成31年4月15日に本件被告告知1によって、同年5月10日に本件被告告知2によって、同月13日に本件被告告知3によって、「弊社は、今後も引き続き安心・安全な幹細胞培養液の提供を行うために、CELLINBIO社との契約を解除し、幹細胞培養液の第一人者であります李ドンヒ博士の新会社、REMYBIO社と包括的パートナーシップを結び新たなスタートを切ることにいたしました」などと告知した。この記載は、あたかも被告がCIB社との契約を継続すると「引き続き安心安全な幹細胞培養液の提供」ができなくなるため、自発的にCIB社との契約を解除したかのように誤認させる内容であり、虚偽の事実の告知



に当たる。

(イ) 被告は、令和元年5月12日、本件被告告知4によって、CIB社から李博士が退任したとき、主要な研究員が同社を退社した事実はないにもかかわらず、研究員が退社したかのような虚偽の事実を告知して、CIB社の幹細胞培養液の品質が維持できなくなったかのような印象を与えた。

(ウ) 被告は、本件被告告知1、3によって、前記(1)アで原告金が主張したとおり、取引先を含む不特定多数の第三者に対して、原告会社の役員である原告金について、背任行為で解雇した者であるという虚偽の事実を告知して、原告金が役員を務める原告会社の営業上の信用を害した。

(エ) 被告は、本件被告告知1、3によって、被告の取引先を含む不特定多数の第三者に対して、原告会社の役員である原告赤木及び原告金が、事実無根の誹謗中傷で被告の営業妨害を繰り広げているとの虚偽の事実を告知した。

(オ) 被告は、本件被告告知5によって、RB社製ヒト肝細胞培養液Remy system-1について、当時GLP検査を1項目も受けていないにもかかわらずGLP検査を経ているとステムポータの公式サイトに掲載させ、令和2年7月23日には、本件被告告知6によって、真実はGLP検査9項目全てについてはこれを実施していなかったにもかかわらず、これを全項目について実施しているかのような表示を行い、同商品がSC-MAX 5.2と同じ製品と表示して、商品の広告にその商品の品質について誤認させる表示をした。

(被告の主張)

原告会社の主張は否認ないし争う。

原告会社の主張(ア)について、それらの告知は、CIB社との契約が継続すると安心安全なヒト幹細胞培養液を供給することができないと述べるものではなく、虚偽の事実にあたらない。



原告会社の主張(イ)について、李博士の退任前に主要な研究員が4名（平成27年、平成28年に一人ずつ、平成29年4月と5月に一人ずつ）CIB社を退職している。

原告会社の主張(ウ)については、前記(1)アにおける被告の主張のとおりである。

原告会社の主張(エ)については、原告らは事実無根の誹謗中傷をしていたから真実である。

原告会社の主張(オ)について、品質誤認表示となるか否かは、表示の内容、取引の実情等の諸般の事情を踏まえて判断されるべきである。GLP検査の実施は製品の安全性が高度に担保されていることを示すものであり、当該記載ではGLP検査を経たかどうかではなく、同検査で要求される高度の安全性が担保されているかが問題というべきである。RB社製のヒト幹細胞を使用したヒト幹細胞培養液はセフォバイオ社でGLP検査を経たものと同じロットである。RB社はクリーンベンチルームを備えておりここで培養されている。よって、RB社製品自体についてGLP検査9項目が完了していなかったとしても、GLP検査が要求する高度の安全性は担保されているといえ、その意味で、セフォバイオ社のGLP検査で足りるというべきであり、取引先において商品の品質に関する誤認は生じていなかった。

イ 損害の発生及び額（争点6-2）

（原告会社の主張）

原告会社は、前記アの不正競争行為により原告会社がCIB社から輸入したSC-MAX5.2の販売機会を逸しており、不正競争防止法5条2項により、被告の利益が原告会社の損害と推定される。

被告が開示した令和元年度の販売額によれば、同年6月から12月までのRemystem-1、本件特許成分であるRemypep-P、Remy Hlyal-C（いずれも本件特許成分に係るRB社における製品名）の月間

平均売上額は616万8257円であり、令和2年の販売額も同額を下らないから、令和元年6月から令和2年12月までの販売合計額は1億1719万6886円になる。前記アの不正競争行為がなければ、少なくとも5割に相当する5859万8443円分については、原告会社が販売できたといえ、原告会社はその機会を喪失した。原告製品の原価率は、高くとも70%を下らないから、原告会社の逸失利益は上記金額から70%を控除した1757万9533円になる。

原告会社は、上記不正競争行為によって、事実調査や訂正のための対応等を強いられ、他の業務をする機会が失われ、潜在的な取引先との営業機会も失った。取引上の信用も毀損された。これら無形損害は300万円を下らない。

弁護士費用相当損害金は上記の合計額の10%である205万7953円が相当である。

(被告の主張)

不正競争防止法2条1項21号所定の営業上の信用は、経済的な評価であり、名誉や感情のような内部的・主観的な価値は対象にならないのであって、原告金の退職事由は対象にならない。

被告の取引先のほとんどが被告との取引を継続したのは、野中や他の社員への信頼、価格、企業規模から原告会社が信用性に欠けること、RB社の将来性などに基づき、取引先が複合的な判断によって被告を購入先として選定したことによる。被告の行為と原告会社がCIB社製のSCMAX5.2等を販売できなかったこととは因果関係がない。そもそも、CIB社製のSC-MAX5.2は、原告会社を介さずに購入することも可能であり、エックスワンは、原告会社を介さずにCIB社から直接購入することになった。平成30年当時には、ヒト幹細胞培養液の販売会社が多数存在していた。

原告会社は、設立してまもない会社で、社員も原告金のみで、個人事業主

とほぼ変わらず、取引先の信用もない。さらに、原告らの営業が、被告の信用毀損をすることを基礎としていたことから、取引先は紛争に巻き込まれないために原告会社との取引を回避していた。

ウ 原告会社の請求が権利の濫用に当たるか（争点6-3）

（被告の主張）

原告らが被告のC I B製品を輸入する権利を侵害した経緯からすると、原告会社が被告に対して前記アに関して請求することは権利の濫用であり、許されない。

（原告会社の主張）

被告の主張は否認ないし争う。

(7) 第4事件における販売代理店としての地位の侵害（選択的請求原因2 主位的請求）について

ア 被告の行為が原告会社の法律上保護される利益を侵害したか（争点7-1）

（原告会社の主張）

原告会社は、C I B社が製造するS C-MAX 5. 2を日本国内で販売する唯一の販売代理店である。S C-MAX 5. 2の成分の内、ヒアルロン酸アスコルビルプロピル、カプリロイルジペプチド-17については、C I B社が韓国でその製造につき特許権を有している。R B社は、①韓国国内において、C I B社の許諾を得ずに、これらの成分を製造し（主位的主張）、②李博士が、C I B社在職中にこれらの成分を無断で持ち出し（予備的主張）、これを配合するR e m y s t e m-1、R e m y H y a l-C（ヒアルロン酸アスコルビルプロピルのR B社における商品名）、R e m y P e p（カプリロイルジペプチド-17のR B社における商品名）を製造して被告に出荷して、C I B社の特許権を侵害している。被告は、平成31年4月15日以降、R B社の上記製品がC I B社の韓国における①の場合、特許権を侵害し、②の場合、C I B社の所有権、特許権を侵害し、また、業務上横領によって製

造されたものであり、かつ、C I B社製品の日本における販売代理店である原告会社の利益を害することを知りながら、又は、少なくとも過失によって知らずにこれを輸入して日本で販売している。これは自由競争を著しく逸脱する行為であつて、不法行為となる。

(被告の主張)

原告会社の主張は否認ないし争う。

被告に供給されるR B社製品はC I B社の韓国国内における特許権を侵害するものではない。

韓国における特許権の侵害は韓国国内の司法手続で解決されるべき問題である。原告会社は特許権を有している当事者でもなく、被告も特許成分を韓国において製造すらしていないのであるから、原告会社も被告も損害賠償請求を主張することができる当事者とはいえない。

また、原告会社とC I B社の契約関係にすぎない、日本における唯一の販売代理店たる地位が第三者である被告に権利主張する根拠となることもない。

イ 損害の発生及びその額 (争点7-2)

(原告会社の主張)

原告会社は、被告の行為により、国内の取引先にS C-MAX 5. 2等を販売する期間を喪失し、少なくとも、被告が販売した上記商品の売り上げ相当額から原価率を乗じた額を控除した額の損害を被った。同額は2 1 6 2 万 3 8 9 5 円を下らない。

(被告の主張)

原告会社の主張は否認ないし争う。

ウ 原告会社の請求が権利の濫用に当たるか (争点7-3)

(被告の主張)

原告らが被告のC I B社製品を輸入する権利を侵害した経緯からして、原

告会社が前記アに関して被告に対して請求することは権利の濫用であり許されない。

(原告会社の主張)

被告の主張は否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(i) 被告とC I B社が平成24年8月8日に締結した本件基本契約には、以下の定めがあった。(丙4)

第2条 【独占販売業者】

1項 甲(判決注:C I B社)は、甲の製品「韓国名: THE CELLIN NANO SKIN SET」(以下「本製品」という)を販売する、日本国内唯一の独占販売者として乙(判決注:被告)を指定し、乙はこれを受諾する。

2項 甲は、乙以外の日本国内の個人、または法人、その他の者に、本製品を提供してはならない。

3項 甲は、日本に対し、本製品以外の類似した新製品を供給しようとする場合、それを乙に事前通知し承諾を得るものとする。

第6条 【乙の義務】

乙は、本契約期間中に

1項 本製品の販売を拡大するために最善の努力をする。

2項 乙は本製品に類似した製品を製造しようとする場合、それを甲に事前通知し、承諾を得るものとする。

3項 (省略)

第10条 【契約期間】

1項 本契約の有効期間は、2012年8月8日から2013年8月7日までとし、期間満了3ヶ月前までに書面にて契約解約意思を現わさない限り2年間自動更新されるものとし、その後の再更新に対しても同一とす

る。

2項 双方は次の場合、いつでも書面通知をすることによって法的手続きなしに本契約を解約することができる。

ア (省略)

イ (省略)

ウ 本契約書の条件を違反する場合

(2) 被告が本件基本契約に基づきC I B社から輸入していたSC-MAX 5. 2には、次の各成分が含まれていた。C I B社はこのうち、次のイとウの成分について、韓国において特許権を有しており、韓国国内でこれらの成分をC I B社の許諾を得ることなく製造等することはC I B社の韓国特許権を侵害する(以下、上記両成分を「本件特許成分」という。)。他方、C I B社は本件特許成分について、日本における特許権は有していない。(甲26の3、弁論の全趣旨)

ア ADSC-CM-J-E100 (以下「ADSC-CM」という。)

INCI name: Human Adipocyte Conditioned Media Extract

成分名: ヒト幹細胞順化培養液エキス

イ VITA-HA400

INCI name: Ascorbyl Propyl Hyaluronate

成分名: ヒアルロン酸アスコロビルプロピル

ウ P r o l y p h i l - F 4

INCI name: Capryloyl Di peptide-17

成分名: カプリロイルジペプチド-17

(3) 李博士は、平成30年10月にC I B社の代表取締役を退任し、平成30年11月にR B社を設立した。野中は、李博士を信頼してC I B社と取引をしていたため、李博士の上記の行動により化粧品原料を引き続きC I B社から供給を受けることに不安を覚え、C I B社製の化粧品原料をR B社製の原料に切り

替えていくことを構想するようになり、本件基本契約に反することを認識した上で、取締役会でそのことを前提とする提案を行った。これに対し、当時被告の取締役であった原告赤木はC I B社との関係を重視する意見を述べるなどして野中と対立した。(乙2、弁論の全趣旨)

5 (4) 当時被告に在職していた原告金は、被告社内で、野中がR B社からC I B社製のSC-MAX5.2と同等の製品の供給を受けようとしていると話されていることを知り、被告の屋山取締役と情報を共有して、屋山取締役がこれに関する事実関係を確認することとなった。その後、原告金は、屋山取締役から、R B社との取引は新しい原料の開発のためであることの確認ができた旨の連絡を受けた。(甲11、12、弁論の全趣旨)

10 (5) 原告金は、平成31年1月8日、韓国から成田に到着予定の貨物に関するメールで到着予定貨物を確認したところ、当該貨物はR B社からのものであり、Remy stem-1という名称の製品を含んでいることを知った。また、原告金は、添付されていた製品安全データシートを確認し、そのデータシートには、Remy stem-1にはヒト幹細胞順化培養液エキスが含まれており、本件特許成分は含まれていないものの、その他の成分はC I B社製のSC-MAX5.2に類似していることが記載されていた。同月9日付けで、原告金は、被告に対し、一身上の都合により同年2月末日をもって退職したい旨の退職届を提出した。(甲12、58、丙34、原告金本人)

15 (6) 被告は、平成31年1月11日、Remy stem-1を受領した。原告金は、「SC-MAX5.2」、ロット番号「RS1-081219」と記載された段ボール箱(上記Remy stem-1が入っていた。ただし、外形上「Remy stem-1」であるとの記載はなかった。)が届いているのを発見した。その後、被告にR B社から被告にロットナンバー「RS1-081219」の「SC-MAX5.2」についての韓国語で記載されたR B社名義の試験成績表が届いた。同成績表には、前記(5)の製品安全データシートには記載されて

いなかった本件特許成分が記載されていた。原告金は、野中社長から、同試験成績表の作成名義人を被告とした上で和訳するように命じられた。(甲13、15、58、丙25、弁論の全趣旨)

(7) 被告は、前記(6)で受領したRemystem-1及び平成31年1月14日にRB社から納品を受けたRemystem-1を、その後、市場に供給した。これらのRemystem-1には、ヒト幹細胞順化培養液エキスに加えて、本件特許成分が含まれていた。なお、CIB社製のSC-MAX5.2及びRB社製のRemystem-1は、ヒト幹細胞順化培養液エキスを含むため、薬事法42条1項に基づいて厚生労働省が定めた生物由来原料基準(平成15年厚生労働省告示第210号。以下「生物由来原料基準」という。)の適用を受ける。また、被告は、平成31年1月18日から同年4月5日までの間に、5回にわたってCIB社からSC-MAX5.2の納品を受けた。(弁論の全趣旨)

(8) 本件基本契約の内容を認識していた原告金は、平成31年1月中旬頃、CIB社の担当者に対して、少なくとも、被告がヒト幹細胞培養液成分及び本件特許成分を含む製品をRB社から仕入れて日本国内で販売しようとしていることを伝えた(原告金が伝えた内容がこれにとどまるかについては当事者間に争いがある)。原告金は同年2月末日限りで被告を退職した。原告金の退職当時、被告は、原告金が上記の情報をCIB社の担当者に伝えたことを知らなかった。(甲58、弁論の全趣旨)

(9) 原告赤木は、野中から被告の取締役を辞任してほしいとの打診を受け、平成31年1月末日付けで被告の取締役を辞任し、同年2月1日付けで、被告との間で、原告赤木が被告の化粧原料の営業等を行うことを内容とする業務委託契約を締結した(以下「本件業務委託契約」という。)。その後、原告赤木は、原告金から共に原告会社を設立することを持ち掛けられ、原告金と原告赤木は、同年3月1日付けで原告会社を設立し、原告赤木が代表取締役、原告金が取締

役に就任した。原告赤木と被告は、同月12日に同日限りで本件業務委託契約を合意解約した。(甲59、丙3、弁論の全趣旨)

- (10) C I B社は、平成31年3月7日付けで、被告に対して、本件基本契約について、更新せず、期間満了によって同年8月7日にその効力が失われる旨の通知をした。もっとも、C I B社は、本件基本契約で定められている事項のうち、被告をC I B社製品の独占販売業者としている点を変更した上で、被告に対し、本件基本契約と同様の契約を別途締結する意向を示していた。(乙2、丙5)
- (11) 野中は、野中が所有していた被告の50パーセント相当の株式を幹細胞培養液について日本化粧品市場への進出を企図する韓国のBYON社の社債と交換し、そのことが、平成31年3月29日に韓国で報道された。(甲20、乙2)
- (12) C I B社は、平成31年4月9日、被告に対し、本件基本契約の6条1項、2項違反を理由に本件基本契約を即時解除する旨の通知をした。(甲6の2)

2 争点1-1 (本件被告告知1の違法性) について

- (1) 前提事実(9)のとおり、被告は、化粧品製造販売等を業として行う複数の会社に対して本件被告告知1を行った。本件被告告知1には、原告金について、背任を理由に被告が解雇したとの記載があり、本件被告告知1では、被告が、原告金について背任を理由として被告から解雇したとの事実が摘示されているといえる。この事実は原告金の社会的評価を低下させる事実である。
- (2) 前記1(5)、(8)で認定したとおり、原告金は、退職届を提出して被告を退職したのであって、解雇の事実はなく、被告が原告金を解雇したとの点は虚偽であり、また、解雇の事実がない以上、背任を理由として解雇したとの事実も虚偽である。

被告は、本件被告告知1について、解雇の点は事実と反するとしても、背任行為は事実であり、被告の行為は、被告を守るためにやむを得ず行った行為であるから違法性が阻却される旨主張する。

しかし、解雇の事実の存否自体が人の社会的評価を左右するものである。仮

に、原告金の退職後、原告金の一定の行為が被告に明らかになり、原告金の行為に対して被告を守るために何らかの行為が必要であったとしても、被告は、原告金を解雇したという虚偽の事実を述べることなく、原告金をめぐる真実の事実関係を摘示して被告の立場を主張することが可能であった。本件で、原告金を解雇したとの虚偽の事実を告知することを正当化する理由があるとは認められない。被告の主張は採用できない。

3 争点1-2（本件被告告知1による損害の発生及びその額）について

(1) 本件被告告知1によって、原告金は背任により解雇されたとの事実が告知され、これによって原告金の名誉権が侵害されたといえる。本件被告告知1の態様、これに至る経緯や原告金が行った行為の内容やそれに関する事情（前記1で認定した事実経過及び後記5に記載した事情等）、原告金の本件被告告知1当時の地位等に鑑みれば、原告金の損害は、20万円を下らないと認めるのが相当である。また、この点に係る弁護士費用相当損害金は2万円が相当である。

(2) 原告金は、本件被告告知1について、原告金の名誉感情、取引上の信用の毀損も主張するが、仮にこれらを理由とする不法行為の成立が認められるとしても、原告金の地位等を考慮すると、前記(1)で認定した損害の他に取引上の信用毀損に係る損失が生ずるとはいえず、名誉感情についても、名誉毀損に係る損害が填補された場合に、別途名誉感情の毀損について填補すべき損害が生じたとは認められない。

4 争点1-3（原告金の請求が権利の濫用に当たるか）について

被告は、原告金の請求が権利の濫用に当たる旨主張するが、仮に、原告金が被告が主張するような背任、信用毀損行為を行っていたとしても、原則として、そのことは、別途そのことにより生じた損害の賠償等で解決されるべきものであり、本件の事情の下で、原告金の損害賠償請求が権利の濫用に当たるとは認められない。

5 争点2-1（原告金がC I B社に提供した情報の内容）について

- (1) 被告は、原告金及び原告赤木は、平成31年1月中旬頃、C I B社の担当者に対し、被告がヒト幹細胞培養液成分及び本件特許成分を含む製品をR B社から仕入れて販売しようとしていることを伝えた（前記1(8))だけでなく、C I B社の担当者に対し、野中がその所有する被告株式をBYON社に移転したことも伝えた旨主張する。

被告株式の移転について、原告赤木は、平成30年11月1日、原告金に対して、「参考迄」というメッセージに添付して「181020株式譲渡契約書(アンチエイジング_BYON野中) kor.docx」という名称のファイルを送付しており(丙67)、その頃、原告金が少なくとも野中がBYON社に株式を取得させる計画があったことを知っていたことが認められる。しかし、原告金がこの情報をC I B社に伝えたことを直接裏付ける証拠はない。C I B社は、本件基本契約について、平成31年3月7日の時点では、被告のC I B社製品の独占販売業者としての地位は失わせることにしたもののその他の条件は維持して取引関係を存続させる意向を持っていて(前記1(10))、同年4月9日に、本件基本契約を即時解除する方針に切り替えた。C I B社の同年3月7日時点での被告に関する方針がどのような方針、意図で決定されたものであるかを認めるに足りる証拠はなく、同時点でC I B社が上記方針であったことをもって、原告金がC I B社に被告の株式についての情報を伝えたと認めることはできない。また、平成31年3月29日にはC I B社の競合会社であるBYON社に対する被告の株式の移転について韓国でその旨の報道がされていたことも考慮すると、同年4月9日にC I B社が上記方針をとったことを理由として原告金がC I B社に被告の株式についての情報を伝えたと推認することもできない。その他、原告金がC I B社に被告の株式についての情報を伝えたと認めるに足りる証拠はなく、同事実を認めることはできない。

- (2) 原告金が、被告内部で諮ることなく、被告がC I B社に無断でR B社が製造したヒト幹細胞順化培養液エキス及び本件特許成分を含むR e m y s t e m

5
0
5

—1を販売しようとしていることをC I B社の担当者に伝えたことについて、被告が、当時、上記製品を販売しようとしていることを対外的に公表したとかすぐに公表する予定があった又はC I B社に早々にこれを伝える予定があったなどの事情を認めるに足りる証拠はない。原告金は、そのような被告の内部的な営業上の情報を被告内部で踏ることなくC I B社に伝えた。その情報は、被告はC I B社の製品の販売拡大のために最善の努力をし、類似した製品を製造しようとする場合には、C I B社から事前の承諾を得ることとされていた本件基本契約6条1項2項の定めとの関係で問題となり得るもので、C I B社が本件基本契約違反であると主張した場合に被告に損害が発生するおそれがある行為であった。被告がR e m y s t e m—1を販売することは、原告金の行為がなくても、いずれC I B社が認識した可能性があったとはいえるが、被告が、化粧品原料の供給元をC I B社からR B社に切り替えるとしても、それをC I B社に告げるタイミング、伝え方等に応じて、C I B社との関係や対応が変わり得る。原告金が被告内部で踏ることもせずに、上記情報をC I B社の担当者に伝えたことは、被告の従業員として被告の利益を図るべき立場にあった原告金の任務に違背する違法な行為であったというべきである。

6 争点2-2（本件通話及び本件原告告知1から5が虚偽の事実を告知するものであるか）について

(1) 本件通話

被告は、原告赤木が、平成31年4月24日、本件通話によって被告の「取り扱う商品は、いい加減な商品だ。それでも取り扱いするんですか？会社としてまずいですよ。」「法的に訴える」などと告げたと主張する。

被告に対して、エックスワンの担当者から、「弊社の商品部長あてに赤城さんより、アンチエイジング社が今から取り扱う商品は、いい加減な商品だ。それでも取り扱いするんですか？会社としてまずいですよ的な電話がありました。しかも法的に訴えると先方も言ってます。とても不安な状況なのですが大

丈夫でしょうか？」などと記載されたメッセージが送信されたことが認められる(丙14)。

上記メッセージの内容及び原告金がその頃行っていた取引先に対する各種告知(本件原告告知1から3)等によれば、原告赤木がエックスワンの担当者と接触し、被告の取扱商品について否定的な観点からの説明をしたことが認められる。しかし、上記メッセージに記載されているのは、原告赤木の発言等とされるものを要約したものであり、これによって、原告赤木が説明した具体的な内容が明らかであるとはいえず、原告赤木が違法な行為をしたと認めるには足りない。被告は、「法的に訴える」と発言することは、被告の商品の購入を躊躇させると主張するが、上記メッセージからは、誰が誰に対してどの点について法的に訴えるのかも不明であり、これによって、原告赤木が違法性を有する発言をしたと認めることはできない。

(2) 本件原告告知1について

被告は、本件原告告知1について、被告は特許権の侵害をしていないにもかかわらず、特許権侵害をしたと断定して虚偽の事実を告知したものであると主張する。

本件原告告知1は、「仮に韓国レミーバイオ社がCELLINBIO社製造の原料と全く同じものを製造・供給するとなると、原料の一部であるビタミンC誘導体VITA-HA400、及び、カプリロイルイジペプチド-17が、CELLINBIO社にて製造特許権を有する以上、本販売行為は、レミーバイオ社とリドンヒ氏の、CELLINBIO社に対する特許権侵害に当たります。」と記載している。この記載は、直接的には、韓国所在のRB社が韓国において本件特許成分を製造、供給している場合にはCIB社の韓国の特許権を侵害することになると指摘するものといえる。ここで、CIB社は本件特許成分について韓国で特許権を有しており(前記1(2))、RB社が製造等するRemysystem-1は本件特許成分を含んでいる(同(7))。そして、RB社の設立の

経緯やR B社とC I B社の扱う製品の関係等から、R B社がC I B社から上記特許権の実施についての許諾を受けたり、本件特許成分を安定的に供給を受けたりすることが難しいことがわかれたのであり、上記記載は真実であるといえる。なお、本件訴訟において、被告は、李博士がC I B社退任に当たって、C I B社に無断で本件特許成分を持ち出した、C I B社から本件特許成分を購入した第三者から入手した、被告がC I B社から購入して保有していた本件特許成分の在庫をR B社に譲渡するなどの手段でR B社は本件特許成分を韓国特許権に反しない方法で入手したなどと主張しているところ、仮に被告が主張する上記入手方法が真実だったとしても、R B社が本件特許成分を製造している場合には特許権侵害になるという上記記載の重要な部分は真実であるといえる。また、上記記載について、あえて具体的な会社名や成分を記載していることに鑑みて、R B社が当該成分に関して特許権侵害をしている可能性があるという事実を摘示したものと解しても、本件特許成分についてC I B社が有する権利やR B社の製品の内容、C I B社とR B社の関係等事実を照らせば、R B社が当該成分に関して特許権侵害をしていることについて、その可能性があるという限度では真実であるといえ、上記記載は真実であるといえる。

被告は、本件原告告知1について、被告が商品を継続して供給することが難しくなるという点も虚偽であると主張する。本件原告告知1には、「仮に貴社におかれまして、アンチエイジング社から供給される原料を継続して採用された場合、上記知的財産権侵害に関する訴訟の帰趨によって、継続した供給が難しくなる可能性、・・・があるというリスクについて、ご考慮いただければと願います。」との記載がある。この記載は、C I B社が、R B社の製品に関して韓国の特許権の侵害の訴訟を提起した場合、その結果によっては、当該原料の継続した供給が難しくなることを記載した上で、そのリスクを指摘したものである。韓国特許権に基づく訴訟においてR B社の製造等の行為につき特許権侵害が認められた場合には、R B社から被告への供給が困難になることが想定され

るから、同事実に関する記載は真実であるといえる。被告は、同記載はC I B社が当然に訴訟を提起して紛争になることを前提にしていると主張しているが、この記載が、当然に訴訟が提起されることを前提にしているとまでいうことはできない。

以上のおりであって、本件原告告知1についての被告の主張は採用することができない。

(3) 本件原告告知2について

被告は本件原告告知2について、被告の製品が安全でないとして虚偽の事実を告知したものであると主張する。

本件原告告知2では、本件特許成分についてC I B社が特許権を有しているため、韓国の特許権を侵害せずに被告が従来製品を販売するためには、本件特許成分を除く成分をR B社から輸入し、R B社ではなく被告が本件特許成分を製造し、被告が両成分を混ぜ合わせるという方法しかないと考えているが、かつての被告従業員であった原告金によれば、被告が本件特許成分を製造するのも調達するのも容易ではないし、混ぜ合わせる工程についても、被告にはR B社製品をコンタミ等を起こさずに開封する技術・知識がないはずであるため、被告と取引を継続するにしても、C I B社の製造特許権が侵害されていないか、日本国内で製造している場合にはその設備がどこにあるかを確認するように強く勧めると記載された上で、「弊社としては、弊社の売り上げや利益はさておき、安全性やヒト由来成分の検査を適正に行っていないものが流通することだけは、業界に携わる者の矜持として、何としても止めたい一心がございます。したがって、ヒト由来成分の検査結果についても、厳密なチェックをされますことを強くお勧めいたします。」と記載されている。

上記の本件原告告知2は、仮に被告が従来と同じ製品を製造しているとすれば、それは、韓国特許権を侵害するものであるか、被告が日本で成分を製造、混入していることになると思われるが、後者については原告金が在籍していた

時の知識に基づけば、被告に十分な設備、技術がないはずであるとした上で、特許権侵害がないのか、ヒト由来成分の検査についても問題ないかチェックすることを勧めるというものである。本件原告告知2は、仮に被告が特許権侵害をしていないのであれば、被告の製品には安全性に疑念が生ずることになるという趣旨の摘示をしているとはいえるが、確定的に被告の製品に安全性に問題があると摘示しているものとはいえない。また、被告において本件特許成分の調達、混合を行っていけば安全性に問題が生ずる可能性を摘示したのもとしても、少なくとも原告金が在籍していた当時、被告に本件特許成分を製造し、これを安全性に問題を生じさせずに混合する技術、施設があったとはいえず（被告においては、当時、野中が李博士の指導を受けて日本で製造することを選択肢の一つとして検討する段階であった。乙2）、その記載の主要な部分は真実であったといえる。

よって、本件原告告知2についての被告の主張を採用することはできない。

(4) 本件原告告知3について

被告は、本件原告告知3について、被告において違法行為が常態化していると摘示して虚偽の事実を告知したものであると主張する。

本件原告告知3には、被告が、「5の案内文にて、商標は自社にありこれまでと変わらない製品を納品できるといった旨の記載がされており、これに対する質問が相次いだため、・・・特定の成分については製造特許をCELLIBIO社にて有しており、特に生物由来原料については、起源細胞や安全性資料等の取得などこれまでと変わらない製品の納品は知財の侵害又は法に反する行為を伴わない以上不可能であり、・・・」と記載されている。この記載は、被告が従前と変わらない製品を納入できるという説明をしたことを受けて、被告が知的財産権の侵害又は法に反する行為を伴わない製品を納品しているとするれば、それはCIB社の起源細胞によるものではなく、従来の製品と同じものであると評価できないといった趣旨の記載と理解できるものである。そうすると、

本件原告告知3において、被告が主張するような、被告において違法行為が常態化しているとの事実が摘示されているとはいえない。

また、被告は、本件原告告知3について、R B社の製品がC I B社の特許権を侵害している旨が摘示されていると主張するが、本件原告告知3には「特定の成分については製造特許をC E L L I B I O社にて有しており、・・・仮に使用者側が知財侵害の余波をうけないためには、知財を保有する成分を日本国内で製造し製品化するといった手法等しかない」と、一部お取引先様へご回答させていただきました。」との記載があるのみであり、本件特許成分についてC I B社が韓国で特許権を有していること、特許権侵害を回避するためには、日本国内で製造する等の手法しかないと摘示しているのみであり、被告が特許権を侵害していると摘示しているとはいえない。被告の当該主張は採用することはできない。

(5) 本件原告告知4について

被告は、本件原告告知4について、R B社がC I B社の特許権を侵害していると摘示して虚偽の事実を告知したものであると主張する。

本件原告告知4には、「以前ご説明しました通り、アンチエイジング社はC e l l i n b i o製のS C-MAX5. 2は契約解除により販売供給できません。特に特許成分V I T A 4 0 0 J A、P R O L I P H I L-F 4を含むS C-MAX5. 2故、韓国内で違法の成分製造された原料をアンチエイジング社は提供することになります。」と記載されている。

ここで、違法に製造された原料を提供することになるとの記載の理由について「特許成分V I T A 4 0 0 J A、P R O L I P H I L-F 4を含むS C-MAX5. 2故」と記載されていることからすると、「違法」になることの根拠は、S C-MAX5. 2が本件特許成分を含むことが根拠であり、そのことを根拠としてこのような論評がされていることが示されているといえる。そうすると、上記記載で摘示されているのは、C I B社が本件特許成分について特許

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500

権を有しており、かつ被告が供給するSC-MAX 5. 2には、本件特許成分が含まれていること、CIB社は被告の韓国からの輸入元が本件特許成分を製造等して日本に輸出することについて許諾していないこと、したがって、原告赤木は、被告が販売するSC-MAX 5. 2は、CIB社が持つ韓国特許権を侵害して製造されたものと考えているということが摘示されているというべきである。被告は、本件原告告知4には、特許権侵害を回避して本件特許成分を入手している可能性まで排除して、CIB社が特許権を侵害していると断定した摘示がされていると主張するが、上記に照らし採用できない。よって、被告の主張はその前提を欠く。そして、被告が輸入する製品が韓国特許権を侵害している可能性があることを摘示すること自体が違法とまではいえないことは、前記(2)で説示したとおりである。

次に、被告は、本件原告告知4によって、被告の商品を購入した場合、厚生労働省の「パトロール」、すなわち、厚生労働省から何らかの行政指導を受けるかのような可能性をにおわせる記載があると主張する。

15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500

本件原告告知4では、「価格だけで、厚生労働省の定めるヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさない原料使用のリスクを取っての判断では致し方ありませんが、同省のパトロールも厳しくなって来ておりますので、・・・」との記載がある。同記載は、これに接した者の通常の読み方によれば、被告の製品が、厚生労働省の「ヒト由来の幹細胞培養液基準」（生物由来原料基準の趣旨であると認められる。）を満たさないものであり、その違反の程度は、厚生労働省による指導の対象になるレベルであることを摘示するものといえる。

この点について、原告らは、Remystem-1は生物由来原料基準の適用を受けるところ、同基準では「当該製品の品質及び安全性の確保に関し必要な事項」について記録保存しなければならないとされており、当該記録は、GLP検査9項目に係るものが必要であり、当時Remystem-1はGLP検査9項目を実施していなかったから、これに関する記録を保存できるはずも

ないため、Remystem-1は生物由来原料基準に反すると判断したと主張する。

しかし、生物由来原料基準には、GLP検査9項目についての記録が求められる旨の記載や、それを示唆する記載はなく、原告らが必要であると主張する記録等が必要であることを認めるに足りる証拠はない。原告らは、韓国においてはGLP検査9項目を実施している必要があり、原告赤木が平成27年に厚生労働省の担当職員と協議した際に、韓国から製品を輸入する場合には、生物由来原料基準との関係で韓国国内において適法に製造していることが前提である旨の回答を得られたと主張する。しかし、上記に関する原告赤木の本人尋問の供述は、当時の具体的なやり取りの内容においてあいまいであり（原告赤木が担当者の回答を誘導するかのような質問をしたことも供述している。）、当該解釈を裏付ける客観的な証拠がないことに照らすと、上記担当職員とのやり取りに関する原告赤木の供述は採用できず、原告らの上記主張は採用できない。

そうすると、原告赤木が、本件原告告知4において、被告の製品が、厚生労働省のヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさないものであり、その違反の程度は、厚生労働省による指導の対象になるレベルであることを摘示した点については、根拠のない虚偽事実の告知であったというべきである。

(6) 本件原告告知5について

被告は、本件原告告知5について、被告が厚生労働省と必要な面談をしていないことを摘示して虚偽の事実を告知したものであると主張する。

本件原告告知5には「アンチエイジング社では、本省と面談していないと思います。」との記載はあるが、被告において厚生労働省の担当者と面談をすることが必要であることを基礎付ける事実は摘示されておらず、必要な面談をしていないことが摘示されているとはいえない。

次に、被告は、本件原告告知5は、本件原告告知4とあいまって、訴外JTSを介した納品先である化粧品製造工場を有する会社に不利益があるかのよ

うな記載をしたとの主張をする。しかし、被告がどの記載を問題にしているのか不明であり、また、前記(5)で認定した本件原告告知4で記載されている事実を超えて、被告に不利益な事実が記載されているとはいえない。

また、被告は、「麻薬対策課」の官僚の実名を挙げることによって、被告の販売行為が犯罪に該当するとの事実が摘示されていると主張するが、当該記載からそのような事実が摘示されていると認めることはできない。

よって、被告の主張は採用できない。

- (7) 以上のとおりであって、前記告知等のうち、原告赤木が、本件原告告知4で被告の製品が、厚生労働省のヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさないものであり、その違反の程度は、厚生労働省による指導の対象になるレベルであることを摘示した点については、根拠のない虚偽の告知といえるが、その余の告知等についての被告の主張は採用できない。そして、本件原告告知4は、「バイオトレーディング 赤木」との記名の下で行われ、その内容も原告会社の事業に関するものであることからすると、原告会社の職務として行われたというべきである。他方で、本件原告告知4に原告金がかかわっていたことを認めるに足りる証拠はない。

7 争点2-3（情報提供及び虚偽告知による損害の発生及び額）について

(1) 原告金がC I B社に情報を提供したことによって生じた損害

原告金が上記情報をC I B社に伝えたことによって被告に生じた損害について検討すると、野中は原告金が伝えた情報のおり、R e m y s t e m - 1を販売することを画策していたのであるから、原告金が伝えた情報に関する事実は遅くとも被告がR e m y s t e m - 1の販売営業を開始するとC I B社がこれを認識していた可能性があった。C I B社は、結果として、原告金の行為にもかかわらず、少なくとも令和元年8月7日までは本件基本契約を継続する意向を示していた。そして、同日にC I B社が示した方針も含め、C I B社から被告への受注等の方針が原告金の行為によって影響を受けたことを裏付

ける証拠はなく、原告金の行為によって、C I B社の方針が決定されたという関係を認めるに足りない。

以上のような事情からすると、原告金がC I B社に情報を提供したことによって、C I B社の方針が決定されたとは認められず、また、この情報の提供は被告の取引先にされたものでもないから、原告金の行為によって被告が主張する取引先との受注の減少が生じたと認めることはできないし、その他被告が主張する損害について、原告金の行為と因果関係のある損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(2) 虚偽事実の告知によって生じた損害

本件原告告知4につき被告が被った損害について検討すると、本件原告告知4は特定の会社への個別のメールによって行われたものであり、他の内容と並列的に記載され、当該虚偽告知がことさらに強調されているわけでもないといった告知の態様や内容等を考慮すると、本件原告告知4によって、被告に売上げの減少による損害が発生したと認めることはできない。また、本件原告告知4は被告の製品に問題があることを具体的に指摘するもので被告の信用が毀損されたといえるが、上記事情に照らせば、被告の信用が毀損されたことに生じた無形損害は10万円と認めるのが相当である。また、同損害に係る弁護士費用相当損害金は1万円が相当である。

8 差止めの必要性（争点2-4）

被告が虚偽の告知があったと主張するもののうち、原告赤木が本件原告告知4で被告の製品が、厚生労働省のヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさないものであり、その違反の程度は、厚生労働省による指導の対象になるレベルであることを摘示した点を除けば、虚偽の告知であったとは認められない。また、原告赤木が本件原告告知4で被告の製品が、厚生労働省のヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさないものであり、その違反の程度は、厚生労働省による指導の対象になるレベルであることを摘示した点について、原告赤木は被告が販売する製品がG L

P検査9項目を実施していなかったことを前提に告知したことが認められる。被告は、本件原告告知4の後にG L P検査9項目を実施し(後記14(5)ア(i)参照)、そのことが本件訴訟において明らかになり現在では原告らもそのことを認識していることに照らせば、原告らが今後被告の製品について厚生労働省のヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさないものであり、その違反の程度は、厚生労働省による指導の対象になるレベルである旨の告知をするおそれがあるとはいえない。

9 争点3-1(本件通話及び本件原告告知1から5が虚偽の事実を告知するものであるか)、争点3-2(損害の発生及び額)及び争点3-3(差止めの必要性)について

被告が主張する虚偽記載は前記6で説示したものと同様であり、そのうち、本件原告告知4で被告の製品が、厚生労働省のヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさないものであり、その違反の程度は、厚生労働省による指導の対象になるレベルであることを摘示した点について虚偽の事実を告知したものであり、その余の記載について被告が主張する虚偽の告知が認められないことは前記6で説示したとおりである。その不正競争防止法違反の損害について、前記7に照らし、被告の売上げの減少の損害及び原告らの利益の発生は認められず、また、前記7で認定した額を上回る無形の損害を認めるに足りない。

差止めについても、前記8で説示したのと同様の理由により、差止めの必要性が認められない。

10 争点4-1(秘密保持義務違反の有無)及び争点4-2(損害の発生及び額)について

被告は、原告金の行為が労働契約上の秘密を保持する義務の債務不履行に当たり、これに基づく損害賠償を請求している。

しかし、前記7(1)で説示したのと同様の理由により、原告金の行為によって被告に損害が生じたとは認められないから、被告の債務不履行に基づく損害賠償請求には理由がない。

11 争点5-1 (業務委託料請求権の発生の有無) について

(1) 証拠によれば次の事実が認められる。

ア 本件業務委託契約の内容 (丙3)

(ア) 業務内容

化粧品原料の営業

化粧品原料の販売計画及び予算管理支援

担当取引先の販売管理 (受注、発注、出荷、売上、請求、入金などの管理)

担当顧客の与信管理

新規取引先開拓

社員教育 (OJT)

(イ) 業務委託料

月額50万円 (税込み) につき、当月分を翌月10日限り支払い。1か月に満たない期間の業務委託料は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

(ウ) 契約期間

平成31年2月1日から令和2年1月31日まで。ただし、期間満了日までに書面により両者が合意した場合には延長できる。

イ 本件業務委託契約締結に当たり、被告は原告赤木に対して競業避止義務等を定める誓約書への押印を求めたが、原告赤木はこれを拒否した。(弁論の全趣旨)

ウ 原告赤木は、平成31年2月1日以降、本件業務委託契約に基づき、主として、いわゆる外回りの営業活動に従事し、同年3月1日以降同月12日までの間、同年2月28日までと同様の業務を実施した。その間、被告から、原告赤木に対し、業務に従事していた態様等について注意をすることはなかった。被告は、本件業務委託契約に基づき、同年1月分の業務委託料を同年

2月10日までに支払ったが、同年3月10日に同年2月分の業務委託料を支払わず、その理由について説明することもなかった。(原告赤木本人)

(2) 前記(1)によれば、本件業務委託契約は、業務に従事した期間によってその報酬が定められているところ、原告赤木は本件業務委託契約に基づいて営業活動等に従事していたのであって、その態様は、本件業務委託契約開始時から終了時まで変わらなかった。被告は、原告赤木の営業活動等への従事の態様等に基づいて、1か月分については規定どおり報酬を支払っており、原告赤木は、本件業務委託契約で定められた業務を達成していたと認められる。よって、原告赤木が本件業務委託契約に基づいて業務に従事した平成31年3月1日から同月12日までの業務につき、原告赤木に報酬請求権が発生したと認められる。

被告は、競業会社である原告会社の業務に従事していたから委託料の請求権は発生しないと主張する。しかし、本件業務委託契約において競業が禁止されていたことを認めるに足りる証拠はない。本件業務委託に係る契約書5条には「受託者は委託者の信用を傷つける等、その他不信用な行為を一切行わないものとする。」との規定があるが、同規定が競業禁止義務を定めていると認めることはできない。原告赤木が本件業務委託契約で定められた業務を行ったほかに、仮に、被告と競合するとみられる行為をし、また、違法とされる行為をしたとしても、原則として、それは業務委託に基づく委託料支払とは別に、当該行為について損害賠償請求等を行うことによって清算されるべき事情であって委託料が発生しないことの理由に直ちになるものではなく、また、本件で委託料の発生が認められない特段の事情を認めるに足りない。

上記によれば、原告赤木の被告に対する業務委託料20万円及び弁済期の翌日である平成31年4月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の請求権が発生したと認められる。

12 争点5-2 (原告赤木の請求が権利の濫用に当たるか) について

被告は、原告赤木が被告の情報を利用して被告の顧客を奪取する準備行為をし

ていたから、業務委託料の請求は権利の濫用に当たると主張する。仮に原告赤木が何らかの不当な行為をしていたとしても、原則として、そのことにより損害が発生した場合にその賠償を請求等することで解決されるべき問題であり、前記の業務の従事の状況等に照らしても、本件の原告赤木の業務委託に基づく報酬請求が権利濫用となるとは直ちには認められない。

13 争点5-3 (相殺) について

被告が、令和3年7月13日付け準備書面をもって、前記11の原告赤木の債権と第2事件の損害賠償請求権を対当額で相殺する意思表示をしたことは当裁判所に顕著である。第2事件につき、原告赤木が令和元年11月11日に行った本件原告告知4により、不法行為に基づき、被告の原告赤木に対する11万円の損害賠償請求権が発生したといえる。平成31年4月11日から同日までの業務委託料に係る遅延損害金債権は、 $5890円(20万円 \times 0.05 \times 215日 \div 365 = 5890円)$ になるため、相殺により、同日までの遅延損害金5890円及び業務委託料元金10万4110円が消滅することになる。よって、相殺により、第2事件に係る被告の原告赤木及び原告会社に対する11万円の損害賠償請求権は消滅し、原告赤木の業務委託料の請求については9万5890円及び令和元年11月12日からの遅延損害金を請求する限度で理由がある。

14 争点6-1 (本件被告告知1から6が虚偽の事実を告知し又は品質を誤認させるものであるか)

(1) 安心安全な幹細胞培養液の提供の告知について

原告会社は、本件被告告知1から3において、CIB社との契約を継続すると引続き安心安全な幹細胞培養液の提供ができないかのような虚偽の事実が摘示されたと主張する。

本件被告告知1から3には、CIB社の代表を務めていた李博士がCIB社を退社してRB社を設立したことを記載した上で「今後も引き続き皆様に安心安全な幹細胞培養液の提供を行うために、弊社はCELLINBIO社との契

約を解除し、幹細胞培養液の第一人者であります李ドンヒ博士の新会社、Remy Bio社と新たなスタートを切ることといたしました。」などと記載されている。

上記記載は、告知の文章全体からすると、李博士がCIB社を退任したことを理由として、被告が、CIB社ではなくRB社との契約に切り替えることとしたという経緯と、RB社と協力して引き続き安心安全な幹細胞培養液の提供を行っていくという方針が記載されていると理解できるものである。本件被告告知1から3について、通常の見方をすれば、上記を超えて、CIB社と取引を続けると安心安全な幹細胞培養液の提供が行えないという事実が摘示されているとはいえない。原告会社の主張は採用することができない。

(2) 主要な研究員が退社したとの告知について

原告会社は、被告が本件被告告知4において、CIB社の主要な研究員が退職したと摘示したことが虚偽の事実の告知であると主張する。

本件被告告知4では、李博士の功績、CIB社設立の経緯、李博士がCIB社を退任した経緯を説明した上で、「創設者の李博士を慕って集まった研究員が中心のR&D型の会社でしたから、李博士が退社すると同時に主要な研究員は同社を退社してしまいました。」と記載され、その後、李博士が設立したRB社についての説明をした上で、「弊社アンチエイジングがCELLINBIOから仕入れていた幹細胞培養液は継続して供給可能という連絡を受けましたが、主要研究員が抜けてしまったことからその品質がいつまで維持できるのかという大きな問題が持ち上がってきました。幹細胞培養液は誰が培養することによってその品質が変わります。……こういったことから取引先様へ安全安心な幹細胞培養液を安定的に届ける責任と将来的な成長性を考慮して、必然的にREMYBIOとの包括的パートナーシップを結ぶ事になりました。」などと記載されている。

これらの記載からは、本件被告告知4には、CIB社において、李博士が退

社したことによって、李博士の退任と同時に、幹細胞培養液の品質確保に支障が出る程度に主要な研究員が退社してしまったことが摘示されているといえる。

しかし、李博士の退任と同時に主要な研究員が退社したとの事実は認められない。被告は、平成27年10月に1人、平成28年5月に1人、平成29年4月に1人、同年5月に1人の研究員の退職があったと主張するが、それらは、いずれも平成30年10月に李博士がCIB社を退任する1年半以上前の出来事であり、上記退職の事実をもって、本件被告告知4に摘示された事実が存在したと認めることはできない。

したがって、李博士が退任したことによって幹細胞培養液の品質確保に支障が出る程度に主要な研究員が退社したとの点は虚偽であるといえる。

(3) 原告金を背任によって解雇したとの告知について

本件被告告知1、3は、原告金について、背任を理由として被告から解雇された者であることを記載し、本件被告告知3は原告金が原告会社を設立した者であると記載しているところ、前記2(1)で説示したとおり、被告が原告金を背任によって解雇したとの告知は、虚偽の事実の告知であると認められる。

(4) 事実無根の誹謗中傷で被告の営業妨害を繰り返しているとの告知について

原告会社は、被告が、本件被告告知1、3において、原告会社が事実無根の誹謗中傷で被告の営業妨害を繰り返しているとの虚偽の事実を告知をしたと主張する。

本件被告告知1には、原告金と原告赤木が「事実無根の誹謗中傷で弊社の営業妨害を繰り返しているとの通報」が取引先からあった旨の記載がある。

しかし、本件被告告知1自体には、原告会社の社名等の記載はなく、原告会社が事実無根の誹謗中傷をしたとは記載されていないので、原告会社の主張には理由がない。他方で、本件被告告知3には、原告会社が「事実無根の誹謗中傷で弊社の営業妨害を繰り返しているとの通報」が取引先からあった旨の記載

がある。ここで、被告は、本件被告告知3以前に原告会社がしたとされる誹謗中傷の具体的態様、内容を明らかにしない。仮に、その誹謗中傷が、本件訴訟で被告が問題とする本件通話及び本件原告告知1から5のうち、本件被告告知3以前に行われた本件通話及び本件原告告知1、2を問題にする趣旨であるとしても、これらについては、事実無根であるとまではいえないことは前記6で説示したとおりである。

これらの事情によれば、本件被告告知3で原告会社が事実無根の中傷をして被告の営業妨害を繰り広げているとの点は虚偽であると認められる。

(5) GLP検査について

ア 証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

(ア) 韓国では、人体に由来する細胞または組織を培養した後、細胞と組織を除去して残った液である「人体細胞 組織培養液」については、安全性確保のために、非臨床試験管理基準に従って次の安全性試験資料を作成、保存しなければならないとされている（GLP検査9項目）。（甲57、弁論の全趣旨）

単回投与毒性試験資料

反復投与毒性試験資料

1次皮膚刺激性試験資料

眼粘膜刺激またはその他粘膜刺激性試験資料

皮膚感作性試験資料

光毒性や光感作性試験資料（紫外線で吸収がないことを立証する吸光度試験資料を提出する場合は除く）

ヒト細胞・組織培養液の構成成分に関する資料

遺伝毒性試験資料

ヒトパッチ試験資料

(イ) RB社はRemystem-1について、令和2年5月から上記(ア)に掲

げたG L P検査9項目の検査を順次行い、令和2年11月に至って、G L P検査9項目の検査を全て完了して資料を作成した。(丙83～93)

イ 前記アによれば、被告は、令和元年12月18日の本件原告告知5の時点でR e m y s t e m - 1についてのG L P検査を行っていないにもかかわらず、「G L P試験をパスしている」との話を掲載させたといえるので、
5 具体的な特定の品質に関する基準を満たしているという、品質に関する具体的事実について、誤認させる表示をしたといえる。また、被告は、令和2年7月23日の本件被告告知6において、G L P検査9項目のうちの一部しか検査が完了していなかったにもかかわらず、「G L P安全性検査9項目もク
10 リアしている。」などと掲載させたといえるのであるから、品質に関する具体的事実について、誤認させる表示をしたといえる。

被告は、これらの記載について、G L P検査9項目で要求される高度な安全性が担保されてさえいれば、品質について誤認させる表示をしたことにならないと主張する。しかし、本件被告告知5、6では、「G L P試験」、「G L P検査9項目」と検査の規格を具体的に特定した上で、R e m y s t e m - 1
15 1がその規格に適合した旨が記載されている。この記載は、具体的な検査基準を掲げた上で、検査によってその検査基準を満たすことが認証されたという事実を記載したといえるものであり、その事実がない以上、この記載は品質を誤認させる表示といえる。

よって、本件被告告知5、6に係るG L P検査に係る記載は品質を誤認させる表示であったといえる。

15 争点6-2 (損害の発生及び額) について

被告がC I B社の主要な研究員が退社したとの告知をした点、原告金を解雇したと告知した点、原告会社が事実無根の誹謗中傷をしたとの点は、虚偽の告知
25 であり、G L P検査に合格したと告知した点は、品質を誤認させる表示であったことが認められる。

そこで、これらの告知、表示によって原告会社が営業上の利益を侵害され、損害が生じたかについて検討すると、被告がC I B社の主要な研究員が退社したと告知した点について、当該記載は、直接的には、被告として、R B社の方がC I B社に比べて品質が確保されている蓋然性が高そうなので、C I B社ではなくR B社との取引を選択したことを記載しているものであって、C I B社の製品の品質に関する具体的な事情を述べるものではなく、原告会社が扱う製品の問題を具体的に指摘したものではない。また、原告金を解雇したとの点については、解雇の事実の摘示は、直接的には原告金の社会的評価を低下させるものであり、原告会社がそのような原告金によって設立されたことが記載されていたとしても原告会社への影響は、間接的なものにすぎない。事実無根の誹謗中傷をしているとの点についても、その具体的内容は何ら摘示されておらず、抽象的な記載がされているにすぎない。被告が扱う製品に関するG L P検査9項目に関する品質を誤認させる表示について、当該検査が問題になる実質的な理由は、R e m y s t e m - 1 にヒト幹細胞順化培養液エキスが含まれることに起因しているところ、前記3(2)オで説示したとおり日本においてG L P検査9項目をクリアしていることがR e m y s t e m - 1 の適法な製造販売の要件であるとまでは認めるに足りる証拠がないこと、R e m y s t e m - 1 で用いられている同エキスはセフォバイオ社製のものであり、セフォバイオ社が別途G L P検査を経たエキスと同一のロットの細胞によるものが用いられていること(丙70)などの事情がある。そして、上記表示は、いずれも取引先に直接告知するものではなく、その記載部分も全体の記載からすると非常に小さいことなどからすると、取引先はこれを認識するとは限らず、仮にこれを認識したとしても、被告の製品の品質について有する取引先の認識は、R e m y s t e m - 1 に関するG L P検査9項目に関する事実を正確に摘示した場合に比べて、仮に変化したとしても、その変化の程度は極めて小さいと認められる。これらの事情を考慮すると、これらの告知、表示によって、原告会社に売上げ

の減少による損害が発生したことを認めることはできない。また原告会社において、何らかの無形の損害が発生して営業上の利益が侵害されたと認めるに足りない。

16 争点7-1 (被告の行為が原告会社の法律上保護される利益を侵害したか) について

原告会社は、原告会社がC I B社が製造した本件特許成分が配合されているSC-MAX 5. 2の日本における唯一の販売代理店であること、R B社が本件特許成分をC I B社の韓国特許権又は所有権等の権利を侵害する態様で製造していることを主張して、被告が本件特許成分を含むR e m y s t e m - 1を日本で輸入販売したことは、原告会社の保護に値する利益を侵害する不法行為に当たると主張する。

しかし、本件特許成分について、C I B社は日本における特許権を有しておらず、日本国内での本件特許成分の販売等に対して直接特許権を行使できる立場にない。仮に韓国国内の行為についてR B社がC I B社の権利を侵害していたとしても、C I B社の日本国内での販売代理店である原告会社において、他人が日本国内で本件特許成分を販売等することについて、法的に保護に値する利益が侵害されているということは直ちにできず、その他、R e m y s t e m - 1の日本国内での販売等について、それが原告会社の法的に保護に値する利益を侵害するものであることを認めるに足りる証拠はない。よって、原告会社の主張には理由がない。

17 以上のとおりであって、第1事件(原告金の請求)について、原告金が被告に対して22万円及び遅延損害金を請求する限度で理由があり、第3事件(原告赤木の請求)について、原告赤木が被告に対して9万5890円及び令和元年11月12日からの遅延損害金を請求する限度で理由があり、各当事者のその余の請求はいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官

柴田 義明

5

裁判官

佐伯 良子

10

裁判官

仲田 憲史

別紙 被告取引先会社一覧表

マーナーコスミック
イクスタ
岩瀬コスファ
イクシーズ
アビエティエイ
JTIX
グレースエフエー
日本写真印刷
東洋ビューティ
キートンジャパン
JTS
アライヴン
インセス
シバハクミファ
交洋ファインケミカル
シーエスホ
BBJP
mono
日進化学
セレス
明穂
AIJ
稲畑産業
キャリル
フォレストホ

別紙

物 件 目 録

1. RemyStem-JP
- 5 2. RemyEV-3
3. RS Liposome 3.0 Complex
4. RS Mixture Liposome 3.0
5. RS Liposome 5.0
6. RS Liposome 3.0
- 10 7. RS Liposome 1.0
8. RS Mixture 9.6E
9. Pentide-C
10. RemyStem-1
11. RemyHyal-C
- 15 12. RemyPep-P

株式会社グラツィア
南代 様

お世話になっております。

バイオトレーディング株式会社の金です。

本メール内容は、貴社内もしくは弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の秘密保持義務を職務上負担する方、または法令規則等により、政府機関、証券取引所その他の公的機関に対して秘密情報を開示することが要求される場合を除いては外部へは決して口外の無いよう固くお願い申し上げます。

早速、ご連絡させていただきます。

貴社でも既にお持ちかもしれませんが、現在アンチエイジング株式会社から添付資料【AA_Announcement】と言った文書が不特定多社に出回っているようです。

本文書には「安全・安心な幹細胞培養液の提供を行うために、弊社は CELLINBIO 社との契約を解除し」とあり、あたかもアンチエイジング社側の判断で CELLINBIO 社との契約を解除したかのような記載がありますが、事実は、アンチエイジング社が重大な契約違反をしたことを理由に、CELLINBIO 社が、契約の解除通知をしたものであります。

そもそも製造元が異なる以上、従来通りの製品とならないのは明らかと思われませんが、仮に韓国レミーバイオ社が、CELLINBIO 社製造の原料と全く同じものを製造・供給するとなると、原料の一部であるビタミンC誘導体 VITA-HA400、及び、カプリロイルイジペプチド-17 が、CELLINBIO 社にて製造特許権を有する以上、本販売行為は、レミーバイオ社とリドンヒ氏の、CELLINBIO 社に対する特許権侵害に当たります。

(なお、仮に製造特許権を侵害しない形での製造となると、アンチエイジング社が各社に送った文書【AA_Announcement】の、「いずれの成分も処方や全成分表記に変更はございません」との部分虚偽であることとなります。)

また、そもそもこのような販売行為は、リドンヒ氏の CELLINBIO 社に対する競業避止義務違反にも該当する可能性があります。

CELLINBIO 社としても、この様な明らかな利益侵害行為をされてしまった以上、然るべき措置を行わざるを得ない段階に入っており、その準備を進めているようです。

仮に貴社におかれまして、アンチエイジング社から供給される原料を継続して採用された場合、上記知的財産権侵害に関する訴訟の帰趨によって、継続した供給が難しくなる可能性、及び、既に伝えさせていただきましたとおり、アンチエイジング社から供給される原料が、薬事法に基づく生物由来原料基準を満たしていない可能性があるというリスクについて、ご考慮いただければと願います。

※なお、私金は、アンチエイジング社在職中、アンチエイジング社とレミーバイオ社による、CELLINBIO 社への契約違反行為の動き等を知り、会社に対する不信が決定的となったため、やむなく同社を 2 月末付で退職したものです。【AA_Announcement】には、私が「背信行為が解雇」されたこととされておりますが、全くの事実無根であることを、当方の名誉回復のために申し添えさせていただきます。

その他、アンチエイジング社の主張及び行動に対して、弊社としても多々申し上げさせていただきたいことはございますが、現時点では全てお伝えできないこと、何卒ご容赦ください。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

バイオトレーディング株式会社 金

別紙

本件原告告知 2

株式会社マーナーコスメチックス
根本 様

お世話になっております。

バイオトレーディング株式会社の金です。

本メール内容は、貴社内もしくは弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の秘密保持義務を職務上負担する方、または法令規則等により、政府機関、証券取引所その他の公的機関に対して秘密情報を開示することが要求される場合を除いては外部へは決して口外の無いよう固くお願い申し上げます。

ただし、添付ファイルにつきましてはその限りではございません。

先般もお伝えさせていただきました通り、改めて CELLINBIO 社にて製造、販売しておりました「ADSC-CM」、「SC-MAX5.2」、「VITA-HA400」、「PROLIHIL-F4」、「PROLIPHILC-3」などの製品につきましては今後弊社バイオトレーディング株式会社から供給させて頂く事になりましたので、報告させていただきます。

これまでの経緯等を簡単に纏めていただいております CELLINBIO 社の案内文添付させていただきますので、是非一度お目通しいただければと存じます。

また、失礼ながら先のメールに対し下記の通り追記させていただきます。

アンチエイジング社が、韓国での製造特許権を侵害しないで従来製品を販売する唯一の方法は、①「VITA-HA」と「PROLIPHIL」を除く成分をレミーバイオ社から仕入れ、②セルインバイオ社が製造特許権を有する「VITA-HA」と「PROLIPHIL」は、日本国内で自前製造し、①と②を混ぜ合わせる、という方法しかないと認識しています。

しかし、アンチエイジング社に在籍していた当方金が認識する限り、アンチエイジング社には「VITA-HA」と「PROLIPHIL」を製造する設備はありませんでした。新たに外注するにしても、製造特許を有するレベルのものであり、注文してすぐに製造できるような代物ではないと認識しております。

また、混ぜ合わせるにしても、そもそもアンチエイジング社には、レミーバイオ社の製品をコンタミ等無く開封する技術・設備もありません。

貴社におかれましては、万が一、アンチエイジング社とのお取引を続けられるにしても、製造特許権を侵害していないかどうかのご確認、及び、日本国内で製造するとした場合、その設備がどこにあるかのご確認をされますことを強くお勧めいたします。

また、弊社としては、弊社の売り上げや利益はさておき、安全性やヒト由来成分の検査を適正に行っていないものが流通することだけは、業界に携わる者の矜持として、何としても止めたい一心がございます。

したがって、ヒト由来成分の検査結果についても、厳密なチェックをされますことを強くお勧めいたします。

以上、不躰なご連絡にて恐れ入りますが、何卒ご容赦願います。

BT 金

別紙

本件原告告知 3

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の韓国は CELLIBIO 社原料、「SC-MAX5.2」、「VITA-HA400JA」、「PROLIPHIL-F4」、「PROLIPHIL-C3」他全ての CELLIBIO 社にて製造または権利を有する製品についての経緯要約を下記の通り報告させていただきます。

また、本文書につきましてご依頼いただきました通り貴社内での判断資料としてのみ用いていただき、貴社内もしくは弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の秘密保持義務を職務上負担する方、または法令規則等により、政府機関、証券取引所その他の公的機関に対して秘密情報を開示することが要求される場合を除いては外部へは決して口外の無いよう固くお願い申し上げます。

敬具

記

1. アンチエイジング株式会社(以下、アンチエイジング社)は、2019年1月より、CELLIBIO社を2018年11月に退職した同社元代表取締役のイ・ドンヒ氏が設立した REMYBIO社から、「RemyStem」、「RemyPep」なる製品を輸入しました。輸入時の申告書類上、その成分表記は、CELLIBIO社製造の「SC-MAX5.2」、「PROLIPHIL-F4」とは異なる記載内容でしたが、アンチエイジング社は、これを「SC-MAX5.2」と同内容のものに変更し、アンチエイジング社名義にて成分表等を作成後、「RemyStem」、「RemyPep」なる製品を、「SC-MAX5.2」、「PROLIPHIL-F4」として、日本国内で流通させました。この事実を知った赤木直義及び金清文2名はアンチエイジング社を退職し、CELLIBIO社と相談の元、従来通り及び法律を遵守した製品を流通させるため、同年3月1日付でバイオトレーディング株式会社を設立しました。
2. 1の事実を一部会社へ説明していることを知ったアンチエイジング社は、2019年4月3日付で、赤木直義並びに金清文各個人に、事実無根の事実を述べたなどとして、みど

りの森法律事務所鈴木芳乃弁護士を通し、謝罪及び説明を求め、これに応じない場合訴訟提起を行う旨、内容証明にて通知をしました。赤木直義並びに金清文両2名は、アンチエイジング社の主張は事実とは反するものの、ひとまず回答を保留し、各お取引先様に対しての事実説明を継続しました。

3. REMYBIO社との1のやり取りの裏、アンチエイジング社はCELLIBIO社の同業他社である韓国Byon社へアンチエイジング社の株式の50%である1,400株を譲渡する契約を進め、Byon社の子会社となりました。この事実は2019年3月28日に韓国政府機関である韓国金融監督院の運営しているDARTにて告知され、Byon社も自社製品の日本国内へのアンチエイジング社を通じた展開を行うことをネットニュース等で広く告知しました。その結果、CELLIBIO社に対しても業界からの少なくない混乱並びに影響を与えることとなりました。（*参考資料「バイオン_他の法人の株式と出資証券の取得の決定（自律公示）_2019.03.28」）
4. これらの経緯からCELLIBIO社は、アンチエイジング社との契約の残期間は元来履行し、更新はせず業界への影響を最小限に抑える方針で動いておりましたが、これ以上のアンチエイジング社の契約違反を看過できないと判断し、2019年4月9日付で、契約違反等を理由に契約解除を通知することとなりました。（*参考資料「解除通知内容証明」）
5. アンチエイジング社は、CELLIBIO社に対し、1、2及び3の事実は無いと説得を試みたようですが（その中で、Byon社に売った株式は50%ではなく実際には35%程度であるなどと事実に反した説明もしていたようです）、CELLIBIO社の契約解除の方針は変わりませんでした。CELLIBIO社への説得に失敗したアンチエイジング社は、本事実並びに経緯の情報が知れ渡ることによる自社の損害を懸念してか、2019年4月15日付にて不特定多社に対し事実とは反する内容を含む案内文を送付しました。（*参考資料「AA_Announcement」）
6. 5の案内文にて、商標は自社にありこれまでと変わらない製品を納品できるという旨が記載されており、これに対する質問が相次いだため、アンチエイジング社にて登録している区分は第3類であり化粧品製造用の原料などとして流通しているCELLIBIO社製品とは異なる区分であること、特定の成分については製造特許をCELLIBIO社にて有しており、特に生物由来原料については、起源細胞や安全性資料等の取得などこれまでと変わらない製品の納品は知財の侵害又は法に反する行為を伴わない以上不可能であり、仮に使用者側が知財侵害の余波を受けないためには、知財を保有する成分を日本国内で製造し製品化するといった手法等しかない、一部お取引先様へご回答させていただきました。
7. アンチエイジング社は、2019年5月13日、5の案内文の内容を一部変更した新しい案内文を不特定多社へ送付し、また、同社の代表取締役である野中秀訓氏は自身のfacebook等を用い、CELLIBIO社に対しても事実は異なる情報を発信し、信用を貶め

る行為をはじめました。これに対し CELLINBIO 社からも何らかの法的措置を行うため、社内並びに弁護士を含め相談をしています。（*参考資料【重要】ヒト幹細胞培養液原料に関して変更のお知らせ）

8. 当社も対応を開始することとし、先んじて金清文個人として、バイオトレーディング株式会社顧問弁護士を通し、2019年5月14日付にて2の通知書に対する回答並びに5の案内文での名誉及び信用棄損に対する通知を内容証明にて行いました。

以上

別紙

本件原告告知 4

片岡様

お世話になります。

早速のご報告有難うございます。

・既に、注文されたのでしょうか？

以前ご説明いたしました通り、アンチエイジング社はCellinbio製のSC-MAX5.2は契約解除により販売供給できません。特に、特許成分VITA-HA400JA、PROLIPHIL-F4を含むSC-MAX5.2故、韓国内で違法の成分製造された原料をアンチエイジング社は提供することになります。勿論、新規で全成分表示に変更することであれば宜しいかと思いますが、
如何ですか？

価格だけで、厚生労働省の定めるヒト由来の幹細胞培養液基準を満たさない原料使用のリスクを取っての判断では致し方ありませんが、同省のパトロールも厳しくなって来ておりますので、製販業者であれが十分ご注意頂く様、西谷様にご説明をお願い致します。

バイオトレーディング 赤木

岩ヶ瀬代表殿

お世話になります。

本日の電話でお話させて頂きました補足です。

・表示名称変更済では問題ありません。

・但し、アンチエイジング社の提供するヒト由来の生物由来原料は、厚生労働省の定める基準を満たさない原料と思われます。（アンチエイジング社にevidence依頼をしてみてください。）

小職が、アンチエイジング社取締役時に面談した（2015年6月9日）、厚生労働省医薬食品局審査管理課 井上課長補佐、田村審査管理員、福澤厚生技官、同局監視指導・麻薬対策課薬事対策第一係長 山崎氏との面談では、製造販売事業がその責任を負うこととなりますので、原料販売事業者でも注意喚起の徹底をお願いしますと言われました。その後も、アンチエイジング社では、本省と面談してはいないと思えます。また、東京都庁薬事担当から、HP表現の修正勧告を受けております。

以上より、香椎化学工業様にもCellinbio社製のSC-MAX5.2のレポートにて購入されているとすれば、小職から西谷様に直接上記とお話させて頂きたいと思えます。

バイオトレーディング 赤木

お知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、弊社がご提供させていただいております韓国CELLINBIO社の化粧品原料に関しまして、下記の変更を通知させていただきます。

韓国CELLINBIO社におきまして、同社の代表取締役兼研究所長を務めておりました李ドンヒ博士が、オーナーとの経営方針の相違から同社を辞任及び退社し、新たにご自身で創業されたRemyBio社に籍を移すこととなりました。

今後も引き続き皆様に安全・安心な幹細胞培養液の提供を行うために、弊社はCELLINBIO社との契約を解除し、幹細胞培養液の第一人者であります李ドンヒ博士の新会社、RemyBio社と新たなスタートを切ることいたしました。今後は、日本製の幹細胞培養液の提供を視野に入れ、より一層皆様のご要望にお答えできることと存じます。

尚、肌専用ビタミンC誘導体「VITA-HA」とアンチエイジングペプチド「PROLIPHIL」につきましては、これまで通りの商品をお届けいたします。ヒト幹細胞培養液が含まれている「SC-MAX」と「ADSC-CM」につきましては、幹細胞培養液の製造元が変更になります。これに伴い製品規格書、安全・安心関連資料、有用性エビデン

スデータ各種を差し替えさせていただきます。尚、いずれの成分も処方や全成分表記に変更はございません。

「SC-MAX」「ADSC-CM」「VITA-HA」「PROLIPHIL」は弊社アンチエイジング(株)の登録商標です。商品カタログやホームページ、営業資料等にご使用いただいております場合にも、引き続きご使用いただいております問題ございません。担当が順次訪問して詳細のご説明をさせていただきますが、万が一お急ぎの際にはご一報ください。皆様にご迷惑がかからぬよう最善を尽くし、誠心誠意対応させていただきます。

敬具

【ご注意】

弊社元取締役の赤木直義氏と背任行為で解雇致しました金清文氏の2名が、事実無根の誹謗中傷で弊社の営業妨害を繰り広げているとの通報がお取引先様数社からありました。看過できぬ悪質な行為であるため訴訟の手続きを進めていますので、ご注意ください。

(一) 印刷済

5月10日・㊟

アンチエイジング株式会社からのお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、弊社が提供させていただいておりますヒト幹細胞培養液配合の化粧品原料に関しまして、下記の変更を通知させていただきます。

弊社が取り扱っておりますヒト幹細胞培養液の製造メーカーであるCELLINBIO社におきまして、この度経営陣の刷新とともに事業内容の変更がおこなわれました。これに伴い、幹細胞培養液のバイオニアであります同社元代表取締役の李ドンヒ博士は同社を退任し、新たにRemyBio社を設立致しました。

弊社は、今後も引き続き安全・安心な幹細胞培養液の提供を行うために、CELLINBIO社との契約を解除し、幹細胞培養液の第一人者であります李ドンヒ博士の新会社、RemyBio社と包括的パートナーシップを結び新たなスタートを切ることにいたしました。今後は、日本製の幹細胞培養液の提供を視野に入れ、より一層皆様のご要望にお答えできることと存じます。

尚、肌専用ビタミンC誘導体「VITA-HA」とアンチエイジングペプチド「PROLIPHIL」につきましては、日本での製造を開始致します。今後は日本製の商品をお届け致します。ヒト幹細胞培養液が含まれている「SC-MAX」と「ADSC-CM」につきましては、幹細胞培養液の製造元がRemyBio社に変更になります。これに伴い製品規格、安全・安心関連資料、有用性エビデンスデータ各種を差し替えさせていただきます。尚、いずれの成分も処方や全成分表記に変更はございません。

「SC-MAX」「ADSC-CM」「VITA-HA」「PROLIPHIL」は弊社アンチエイジング(株)の登録商標です。商品カタログやホームページ、営業資料等にご使用いただいております場合にも、引き続きご使用いただいておりますが、万が一お急ぎの際にはご一報ください。皆様にご迷惑がかからぬよう最善を尽くし、誠心誠意対応させていただきます。

敬具

別紙

本件被告告知3

お客様各位
お知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、弊社が提供させていただいておりますヒト幹細胞培養液配合の化粧品原料
につきまして、下記の変更を通知させていただきます。

弊社が取り扱っておりますヒト幹細胞培養液の製造メーカーであるCELLINBIO社
におきまして、この度経営陣の刷新とともに事業内容の変更がおこなわれました。こ
れに伴い、幹細胞培養液のパイオニアであります同社元代表理事の李ドンヒ博士は
同社を退任し、新たにRemyBio社を設立致しました。

弊社は、今後も引き続き安全・安心な幹細胞培養液の提供を行うために、CELLIN
BIO社との契約を解除し、幹細胞培養液の第一人者であります李ドンヒ博士の新会
社、RemyBio社と包括的パートナーシップを結び新たなスタートを切ることにいたし
ました。今後は、日本製の幹細胞培養液の提供を視野に入れ、より一層皆様のご要
望にお答えできることと存じます。

尚、肌専用ビタミンC誘導体「VITA-HA」とアンチエイジングペプチド「PROLIPHIL」に
つきましては、日本での製造を開始致します。今後は日本製の商品をお届け致しま
す。ヒト幹細胞培養液が含まれている「SC-MAX」と「ADSC-CM」につきましては、幹
細胞培養液の製造元がRemyBio製に変更になります。これに伴い製品規格書、安
全・安心関連資料、有用性エビデンスデータ各種を差し替えさせていただきます。尚、
いずれの成分も処方や全成分表記に変更はございません。

「SC-MAX」「ADSC-CM」「VITA-HA」「PROLIPHIL」は弊社アンチエイジング(株)の登
録商標です。商品カタログやホームページ、営業資料等にご使用いただいております
場合にも、引き続きご使用いただいて問題ございません。担当が順次訪問して詳細
のご説明をさせていただいておりますが、万が一お急ぎの際にはご一報ください。皆
様にご迷惑がかからぬよう最善を尽くし、誠心誠意対応させていただきます。

敬具

【RemyBioについて】

2015年に施行された再生医療新法により幹細胞治療が現実味を帯び、これに並行してバイオ企業による幹細胞治療剤の開発競争が一気に活況を帯びてきました。これと並行して、幹細胞培養液を上市する企業も増えています。多くのバイオ企業が幹細胞にフォーカスした研究・開発を主な事業目的としながら副次的に培養液(培養上清液)の事業化を進めていますが、幹細胞の培養を目的とした培養と、幹細胞培養液の製造を目的とした培養では、そもそも使用する培地も培養方法も、全く別のノウハウが要求されます。

例えば、両者にとって特に重要な要素である無血清培地に関しても、化粧品原料や医薬品として使用するためには、再生医療の現場で一般的に使用されるホルモン剤の使用が制限されます。

また、幹細胞をどのように活性化するかによって、培養液に含まれる生理活性物質のプロファイルは大きく変化させることが可能です。このプロファイルの違いは即ち機能性(有用性)の違いとなります。

多くのバイオ企業が幹細胞にフォーカスした研究・開発を行っているのとは異なり、RemyBioは培養液にフォーカスし、ヒト幹細胞培養液の可能性を追求することを事業目的としています。

例えば、RemyEV(r)(ハイブリッドエクソソーム)。ヒト幹細胞培養液中に多く含まれるエクソソームは、他の細胞培養液に含まれるエクソソームよりも、特に優れたアンチエイジング特性を示すことが分かっています。この幹細胞培養液由来エクソソームの抽出技術と、そのエクソソームのリガンドとしての活用法や DDS としての活用法の研究・開発。これらに併せて、エクソソームへの特定薬剤内包技術と安定性向上のためのハイブリッド化技術などの実用化技術の研究・開発を行っています。また、培養液自体の成分プロファイルの最適化によって、特定疾病の治療薬としての研究・開発を日本の医療機関と共同で進めています。

RemyBio創設者の李ドンヒ博士は、2008年、世界的なコスメシューティカルのパラダイムにおいて、ヒト幹細胞培養液の化粧品原料としての可能性に着目し、いち早くKFDA(韓国食品医薬品安全庁)の化粧品原料ガイドラインに準拠した ADSC-CM を上市し、また、日本においても2012年に弊社アンチエイジング(株)とともに生物由来原料基準に準拠したヒト脂肪細胞順化培養液エキスを上市した幹細胞培養液のパイオニアです。

RemyBioは幹細胞培養液の医薬品としての可能性を追求すべく、新たなスタートを切りました。幹細胞そのものに比べ実用化障壁が比較的低い培養液の優れた生理学的活性の医薬的活用によって、最先端の科学の恩恵といえる再生医療をより身近にすることを事業目的としたのです。

Better Remedy through the Bio-science
バイオサイエンスを通じたより良い治療法の確立
RemyBio

アカデミアの研究成果を実用化し、世の中の役に立てる。
これが RemyBio X アンチエジング(株)です。

【ご注意】

弊社元取締役の赤木直義氏と、背任行為で解雇致しました金清文氏が設立した
バイオトレーディングなる会社が、事実無根の誹謗中傷で弊社の営業妨害を繰り広
げているとの通報がありました。看過できぬ悪質な行為であるため訴訟の手続きを進
めていますので、ご注意ください。

6月12日 ③

CELLINBIOについて

CELLINBIOからREMYBIOに切り替わった間、を御説明します。
(本文ですので言葉のある方の御確認ください。)

享得士が発見した人由来のタンパク質は、優れた抗炎症効果を発揮するもので、しかも副作用に襲われており、創薬では「性能効果で良かったことから、臨床試験可能な可能性が高い物質でした。

現代病や成人病、生活習慣病といわれる疾患は、その殆どが自己免疫疾患による慢性炎症で、発症が防げられなかった時代には見られなかった疾患です。人体は細菌やウイルスなどの病原体から自己防御するために複雑らしい免疫系のシステムを行っています。19世紀までの発症が防げられなかった時代にはこの免疫系システムが上手く働かず、病原体に向けて何らかの力に掛かっていたのです。しかし、これも抗生物質(ペニシリン)の発見によって、ほぼ見直されました。

現代病の主因である生活習慣病は、細菌やウイルスによる慢性炎症ではありません。逆に、免疫系の乱れによって引き起こされているものが殆どです。日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる糖尿病、高血圧症、脂質異常症、リウマチ性関節炎、膠原病などはいずれも生活習慣病であるとされています。

享得士が発見した抗炎症効果のあるタンパク質は、ウイルスが人体に進入する時の仕組みから発見されました。ウイルスが細胞に進入するには免疫系を一時的にでもOFFにする必要があります。コサキウイルスは細胞のレセプターに結合し、ヒトの遺伝子中の、あるタンパク質を発現させます。このタンパク質が発現すると免疫系は警戒態勢を解除、その際にコサキウイルスは細胞内に進入していたのです。このタンパク質が享得士が発見した抗炎症効果のある物質です。リウマチ性関節炎や膠原病、エリトマトーシスなどの慢性炎症を抑え込む医薬品になる可能性があります。しかもヒト由来ですから、副作用の可能性はとても低い。正に享得士が掲げる研究方針であるバイオメテックな医薬品です。

発症数が多く、有効な医薬品が少なく、市場規模の最も大きなりウマチ性関節炎にターゲットを絞り、研究を進めることになりました。創薬では毒性試験もクリアし、有用性に関しても統計学的に優位性が確認されました。次はいよいよ臨床試験です。患者数が多いリウマチ性関節炎のような薬物の臨床試験はその分拡大になります。費用も折返し掛かります。とても一企業で賄える規模ではないため、享得士は資金調達に動きました。彼社のベンチャーキャピタルが関心を持ち、意向的な交渉が始まりました。しかしながら、ここで大きな問題が持ち上がったのです。それは、CELLINBIOの享得士の株の持分です。

そもそもCELLINBIOは、NRCという韓国大手のMLM(マルチレベルマーケティング)系の会社が、自社商品を開発すべく、その会長が個人的に出資して立ち上げた企業附帯の研究所でした。ですので、享得士は10%程度しか株式を有していない、ベンチャーキャピタルは関係者である享得士に対して出資するのに、CELLINBIOの事実上の支配権者がNRCの会長であることを認めたのです。ベンチャーキャピタルの条件は勿論、享得士がCELLINBIOのマジョリティーを保持し、ストックオプションなどによって潜在的にも51%以上を持つことでした。そこで1年以上の時間を掛けて、享得士とNRCの会長の間で、ベンチャーキャピタルの意向に添った持ち分を調整するよう色々と進めてきました。しかしながら、それは即ちNRC会長の持分の増大することから交渉は停滞し、しかもリウマチ性関節炎の市場規模の巨大さと、その成分の可能性の高さが徐々にNRC会長の眼に火を付けてしまい、最終的には交渉決裂ということになってしまいました。交渉決裂が決定的になったのは昨年2018年の9月です。結局肩代わり社長だった享得士はCELLINBIOを離れるかたちで昨年10月に代表取締役を辞任し退社することになりました。創設者の享得士を以って築いた研究が中心のR&D型の会社でしたから、享得士が退社すると同時に主要な研究員は同社を退社してしまいました。

CELLINBIO退社後、享得士はREMYBIOを設立し、これまでの研究を継続すると共に、幹細胞増殖液にフォーカスした医薬品の研究を行うことになりました。現在韓国には幹細胞増殖液を製造する会社が十数社存在します。しかしながら、その殆どが幹細胞増殖液の研究を主体にし臨床的に増殖液の効果を試しています。実は、幹細胞増殖液を専門に研究している会社は世界的にも殆どなく、この数年で急激に目を浴び始めたエクソソームを多量に含む幹細胞増殖液の可能性は、とても大きなものとなっています。(REMYBIOの詳しい説明は昨日アップした御説を御覧ください。)

弊社アンチエイジングがCELLINBIOから仕入れていた幹細胞増殖液は製造して供給可能という評価を受けましたが、主要な研究員が抜けてしまったことから、その品質がいつまで維持できるのかという大きな問題が持ち上がって来ました。幹細胞増殖液は増殖力が高まることによってその品質が変わります。勿論出荷前に主要成分の割合を規定し、エビデンスレポートの信頼性を確保できる品質で出荷するのですが、それ以上の部分が実現が難しくなりました。また、今後の幹細胞増殖液は、主要成分の定量化によってクラス分けをするとか、増殖成分のプロファイルによって細胞活性に最適化することとか、より細分化して行くものと考えています。そういった要望に対応できるかの問題も生じてきました。

こういったことから、取引先から安全安心な幹細胞増殖液を定期的に届ける責任と、商業的な成長性を考慮して、最終的にREMYBIOとの包括的パートナーシップで協業になりました。

本業はもう少し丁寧に時間をかけて移行する予定だったのですが、ちょっとした件があり、CITE JAPANの展示会に合わせて一気に切り替えなければならなくなり、ご説明を急遽行うことになった取引先には、大変申し訳ございませんでした。



これは正本である。

令和4年7月19日

東京地方裁判所民事第46部

裁判所書記官 向井弘道

